

宮 津 市 公 報

平成29年 4 月 3 日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	1
2 宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例	6
3 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	6
4 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	7
5 宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	8
6 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
7 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
8 宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	9
9 宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	10
10 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	10
11 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	10
12 宮津市牧野条例を廃止する条例	12
13 宮津市公設市場条例を廃止する条例	12
14 宮津市大江山スキー場施設条例を廃止する条例	12
15 宮津市空家空地対策の推進に関する条例	13
16 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	17
17 宮津市立中学校設置条例の一部を改正する条例	17
18 宮津市社会教育活用施設条例の一部を改正する条例	17
19 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	18
20 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	18

規 則

1 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則	19
2 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	20
3 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則	21
4 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則	23
5 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	25
6 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	26
7 宮津市財務規則の一部を改正する規則	26
8 宮津市子ども手当の支給に関する規則を廃止する規則	27
9 宮津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	27
10 宮津市公設市場条例施行規則を廃止する規則	27
11 宮津市大江山スキー場施設条例施行規則を廃止する規則	27
12 宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の一部を改正する規則	28
13 政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	28

— 告 示 —

11 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	29
12 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	29
13 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（大島自治会）	29
14 宮津市認知症初期集中支援推進事業実施要綱	29
15 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（岩ヶ鼻自治会）	31
16 水道使用料金等の徴収の事務委託	32
17 市道路線の区域変更	32
18 市道路線の供用開始	32
19 自治功労者の表彰	32
20 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	32
21 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準 に関する要綱	35
22 都市計画の変更	57
23 平成29年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	57
24 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	58
25 宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	58
26 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱	58
27 宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱	62
28 宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱	62
29 宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱	63
30 宮津市訪問介護利用支援実施要綱の一部を改正する要綱	63
31 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要 綱	64
32 宮津市生活支援体制整備事業実施要綱	64
33 宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	65
34 宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱	66
35 宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱	66
36 宮津市婚活支援事業補助金交付要綱	66
37 宮津市お試し住宅事業実施要綱	68
38 宮津市男女共同参画審議会設置要綱	70
39 宮津市牧野管理規程を廃止する規程	71
40 宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	71
41 宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱	71
42 宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	71
43 宮津市開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱	72
44 宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱を廃止する要綱	73
45 宮津市立小学校及び中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	73
46 与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する 要綱	74
47 宮津市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱	74
48 宮津市特別栄誉賞表彰規程	75
49 宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金の承認	75
50 宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認	77
51 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託	78
52 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	78
53 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	78
54 宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	79
55 宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	79
56 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	79
57 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収 納の事務委託	79

58 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	79
59 宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の一般廃棄物処理手数料の徴収及び 収納の事務委託	80
60 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	81
61 市府民税等の収納の事務委託	81
62 宮津市休日応急診療所の診療費等の徴収及び収納の事務委託	82
63 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	82
64 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	82
65 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(結核)	83
66 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリ オ)	83
67 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(麻しん、風しん)	84
68 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(日本脳炎)	85
69 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(ヒブ感染症)	86
70 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(小児の肺炎球菌感染症)	87
71 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス))	88
72 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(水痘)	89
73 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(B型肝炎)	90
74 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施(高齢者の肺炎球菌感染症)	91
75 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を 改正する規約	92
76 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への 一部委任の変更	93
77 平成29年度の固定資産価格等の固定資産課税台帳登録	94
78 認可を受けた地縁による団体からの告示事項の変更(島陰自治会)	94
79 介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定	95
80 介護保険法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所の指定	95

訓 令

1 宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程	96
2 宮津市男女共同参画施策推進会議設置規程	96

公 告

13 条件付一般競争入札の実施	97
14 農用地利用集積計画の縦覧	100
15 公示送達	100
16 消防訓練における消防車のサイレン吹鳴	100
17 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	101
18 条件付一般競争入札の実施	101
19 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	104

水 道 企 業

《告 示》

1 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止届	104
2 水道使用料金の収納の事務委託	104

—— 教 育 委 員 会 ——

《規 則》

- 1 宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則 …… 105
- 2 宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則 …… 105

《告 示》

- 5 宮津市教育委員会定例会の招集 …… 106
- 6 宮津市教育委員会臨時会の招集 …… 106

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《告 示》

- 2 有権者総数の50分の1の数 …… 106
- 3 有権者総数の3分の1の数 …… 106
- 4 有権者総数の6分の1の数 …… 106

—— 公 平 委 員 会 ——

《規 則》

- 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 …… 107

—— 監 査 委 員 ——

《監査公表》

- 81 定期監査結果の公表 …… 107

—— (平成29年1月4日付け宮津市公報第839号登載漏れ分) ——

—— 規 則 ——

- 18 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則 …… 113

条 例

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 1 号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

(宮津市市税条例の一部改正)

第 1 条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第131条第 1 項中「所在する土地」の次に「（山林、原野、池沼及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の土地を除く。）」を加える。

附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第12条第 1 項中「三輪」を「3 輪」に、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第84条第 2 号アの項中「第84条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する三輪」を「掲げる 3 輪」に、「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第84条第 2 号アの項中「第84条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する三輪」を「掲げる 3 輪」に、「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表84条第 2 号アの項中「第84条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する三輪」を「掲げる 3 輪」に、「平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで」を「平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第84条第 2 号アの項中「第84条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 2 条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第81条」を「第79条」に、「第82条」を「第80条」に改める。

第17条の 3 中「、軽自動車税」を「種別割」に改める。

第18条の見出し中「滞納金」を「延滞金」に改め、同条中「）、第56条の 7、第67条」の次に「、第81条の 6 第 1 項」を加え、「第85条第 2 項」を「第83条第 2 項」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書、第98条第 1 項」に改める。

第80条及び第81条を削る。

第 2 章第 3 節中第82条の前に次の 2 条を加える。

(軽自動車税の納税義務者等)

第 8 0 条 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

4 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得

者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) その他市長が認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの
100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条を次のように改める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

第82条の2を削る。

第83条から第85条までを次のように改める。

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、4月11日から同月30日までとする。

第84条 削除

(種別割の徴収方法)

第 8 5 条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

第87条を削る。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第82条第2項」を「第81条第1項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第87条とする。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第82条第2項」を「第81条第1項」に改め、同条を第88条とする。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「もの、その他特に必要と認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第89条とする。

第90条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第90条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第90条とする。

第91条第1項中「第88条第1項」を「第87条第1項」に改め、同条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第82条」を「第80条」に、「第82条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「第88条第3項」を「第87条第3項」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第11条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第11条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第11条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「府知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第11条の5 市は、府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として府に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の

適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第84条」を「第82条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第12条第2項から第4項までを削る。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第84条及び新条例」を「宮津市市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第12条第1項	第82条	宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第18条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

(宮津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成29年 4 月 1 日」を「平成31年10月 1 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第131条第 1 項及び附則第 4 条の 3 の 2 の改正規定並びに第 5 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中附則第12条の改正規定及び次条の規定 平成29年 4 月 1 日

(軽自動車税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の宮津市市税条例附則第12条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 第 2 条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 第 1 条の規定による改正後の宮津市市税条例第131条第 1 項の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 2 号

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第19条第 1 号中「第28条」を「第29条」に改める。

第22条第 6 項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。

* * *

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 3 号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1に次のように加える。

4 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）によるひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）による重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「情報」の次に「（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

10 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱によるひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	宮津市福祉医療費支給事業実施要綱による重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱による重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条第1項の改正規定は、平成29年5月30日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第4号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により

同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下同じ。))」を加え、同条第4項中「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下同じ。))」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第5号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第2号イ中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第7条第2項中「の規定による育児時間」を「に規定する育児時間に相当する育児に関する休暇」に、「当該育児時間」を「当該休暇」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第6号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分」を「平成29年3月31日まで」に改める。

別表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第35号までを1号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。

(35) 指定管理者選定委員会の会長	同 20,000円
--------------------	-----------

別表第111号中「第59号」を「第60号」に改め、同号を同表第113号とし、同表第110号中「136,100円」を「137,500円」に改め、同号を同表第112号とし、同表第109号中「158,500円、146,300円又は141,700円」を「159,500円、147,200円又は142,600円」に改め、同号を同表第111号とし、同表中第

108号を第110号とし、第107号を第109号とし、同表第106号中「5,400円」を「5,500円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同号を同表第108号とし、同表第105号中「143,400円」を「144,900円」に改め、同号を同表第107号とし、同表第104号中「143,400円」を「144,900円」に改め、同号を同表第106号とし、同表第103号を同表第105号とし、同表第102号中「122,900円」を「124,700円」に改め、同号を同表第104号とし、同表第101号中「122,900円」を「124,700円」に改め、同号を同表第103号とし、同表第100号中「130,800円」を「131,700円」に改め、同号を同表第102号とし、同表第99号中「143,400円」を「144,900円」に改め、同号を同表第101号とし、同表第98号中「143,400円」を「144,900円」に改め、同号を同表第100号とし、同表第97号中「1,000円」を「1,010円」に改め、同号を同表第99号とし、同表第96号中「143,400円」を「144,900円」に、「1,000円」を「1,010円」に改め、同号を同表第98号とし、同表第95号中「143,400円」を「144,900円」に改め、同号を同表第97号とし、同表第94号中「201,900円」を「202,300円」に改め、同号を同表第96号とし、同表第93号中「113,400円」を「114,100円」に改め、同号を同表第95号とし、同表第92号中「136,100円」を「137,500円」に改め、同号を同表第94号とし、同表第91号中「168,500円」を「169,500円」に改め、同号を同表第93号とし、同表第90号中「90,700円」を「91,700円」に改め、同号を同表第92号とし、同表第89号中「142,000円」を「142,600円」に改め、同号を同表第91号とし、同表第88号中「158,500円」を「159,500円」に改め、同号を同表第90号とし、同表第87号中「84,600円」を「85,100円」に改め、同号を同表第89号とし、同表第86号中「7,000円」を「7,100円」に、「13,600円」を「13,800円」に改め、同号を同表第88号とし、同表第85号中「107,300円」を「135,000円」に改め、同号を同表第87号とし、同表第84号中「68,800円」を「69,700円」に改め、同号を同表第86号とし、同表中第72号から第83号までを2号ずつ繰り下げ、同表第71号中「410円」を「420円」に改め、同号を同表第73号とし、同表中第70号を第72号とし、第69号を第71号とし、第68号を第70号とし、同号の前に次の1号を加える。

(69) 認知症初期集中支援チーム員	同 10,000円
--------------------	-----------

別表中第67号を第68号とし、第58号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、同表第57号中「第30号」を「第29号」に改め、同号を同表第58号とし、同表中第39号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、同表第38号中「男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会」を「男女共同参画審議会」に改め、同号を同表第39号とし、同表中第37号を第38号とし、第36号を第37号とし、同号の前に次の1号を加える。

(36) 同委員	同 15,000円又は7,500円
----------	-------------------

別表備考1中「第84号から第110号まで」を「第86号から第112号まで」に改め、同表備考2中「第69号、第84号から第106号まで及び第108号から第110号まで」を「第71号、第86号から第108号まで及び第110号から第112号まで」に改め、同表備考3及び備考4中「第103号」を「第105号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第7号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 8 号

宮津市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

宮津市老人デイサービスセンター条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護を行う事業」を「を行う事業及び法第115条の45第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業」に改める。

第 4 条第 2 項中「及び第53条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び法第115条の45の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において介護保険法（平成 9 年法律第123号）第19条第 2 項に規定する要支援認定を受けていた被保険者に対する事業の実施については、当該要支援認定の有効期間（同法第33条第 1 項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、改正前の第 2 条及び第 4 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

* * *

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 9 号

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市介護福祉士修学資金の貸与に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第39条第 1 号から第 3 号」を「第40条第 2 項第 1 号から第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第10号

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項の表備考 6 及び別表第 1 の 2 の項の表備考 6 中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第11号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第12条 平成29年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 33,580円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 52,230円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 55,960円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 63,420円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 74,610円
- (6) 次のいずれかに該当する者 89,530円

ア 合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 100,720円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するものを除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 126,830円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

- (9) 次のいずれかに該当する者 130,560円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

- (10) 次のいずれかに該当する者 141,750円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

- (11) 次のいずれかに該当する者 152,940円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 164,130円

ア 合計所得金額が650万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 167,860円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,850円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市牧野条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第12号

宮津市牧野条例を廃止する条例

宮津市牧野条例（昭和30年条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市公設市場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第13号

宮津市公設市場条例を廃止する条例

宮津市公設市場条例（昭和49年条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市大江山スキー場施設条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第14号

宮津市大江山スキー場施設条例を廃止する条例

宮津市大江山スキー場施設条例（平成17年条例第45号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

2 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように

改正する。

第24条第1項中「、スキー場」を削る。

＊ ＊ ＊

宮津市空家空地対策の推進に関する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第15号

宮津市空家空地対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等及び空地の増加が防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因の一つになっていることに鑑み、空家等及び空地の発生の予防、適切な管理及び有効活用（以下「空家空地対策」と総称する。）に関し必要な事項を定めることにより、空家空地対策を総合的に推進し、もって安全で安心して暮らせる生活環境の確保及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空地 市内に所在する建築物の敷地でない土地（宅地及び市長が特に認めるものに限る。）（立木その他の土地に定着する物を含む。）であって、使用がなされていないことが常態であるもの又はこれに類する状態にあるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 特定空地 空地のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空地をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 管理不全な状態 空家等又は空地が次のいずれかに該当する場合であって、当該空家等又は空地の周辺の生活環境を害するおそれがある状態をいう。
 - ア 外壁、屋根その他の建築材の一部が剥落し、又は破損している状態
 - イ 窓又は扉が破損し、不特定の者が侵入することができる状態
 - ウ 雑草が繁茂している状態
 - エ 樹木の枝葉又は雑草が、隣地にはみ出している状態又は道路上にはみ出し安全な通行を確保する上での妨げとなっている状態
 - オ ねずみ、はえ、蚊その他の衛生動物又は悪臭が発生している状態
 - カ 廃棄物が投棄されている状態
 - キ アからカまでのいずれかに類するものとして市長が認める状態

(基本理念)

第3条 空家空地対策は、市民生活の安全及び安心の確保と利活用による地域の活性化の両面から総合的に推進するとともに、空家等及び空地の適切な管理はその所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の責務であることを基本としつつ、所有者等、市、自治会、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協働して取り組むものとする。

(所有者等の責務)

第 4 条 空家等又は空地の所有者等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空家等又は空地が管理不全な状態にならないよう、自らの責任及び負担において適切にこれを管理しなければならない。

2 空家等又は空地の所有者等は、空家空地対策に関する取組に協力するものとする。

3 空家等又は空地（建築物若しくは土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。）の所有者等は、市又は当該空家等若しくは空地が存する自治会に、その空家等又は空地の所有者等に関する情報を連絡するよう努めるものとする。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本理念にのっとり、空家空地対策に関し必要な施策を講じなければならない。

（自治会及び市民等の役割）

第 6 条 自治会及び市民等は、基本理念にのっとり、空家空地対策に関する必要な取組の実施に努めるものとする。

2 自治会は、当該区域内の空家等及び空地の所有者等の情報を基に、適切な管理を促すよう当該所有者等との連絡調整に努めるとともに、市からその情報を求められたときは、提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、管理不全な状態である空家等又は空地があると認めるときは、市又は当該自治会にその情報を提供するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、空家等又は空地の利活用、流通の促進その他の空家空地対策に関する必要な取組の実施に協力するものとする。

（発生の予防）

第 8 条 建築物の所有者等は、当該建築物の老朽化、未登記その他将来において空家等の発生の原因となるおそれがあるときは、当該建築物の修繕、登記その他空家等の発生を予防するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 市は、良質な住宅の普及の促進を図るとともに、既存の建築物の保全のために必要な支援その他空家等の発生の予防に資する措置を講じるものとする。

（有効活用）

第 9 条 空家等又は空地の所有者等は、良好な生活環境の形成、地域社会の維持及び移住、定住等による地域の活性化を推進するため、自ら利用する見込みがない空家等又は空地を、第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用するよう努めるものとする。

2 市、自治会、市民等及び事業者は、空家等又は空地の所有者等と相互に連携を図りながら、空家等又は空地の有効活用に取り組むものとする。

（空家空地対策計画）

第 10 条 市長は、空家空地対策を総合的かつ計画的に実施するため、宮津市空家空地対策計画を定めるものとする。

（調査等）

第 11 条 空家等に関する調査等については、法第 9 条及び第 10 条に定めるところによる。

2 市長は、空地を発見したとき又は市民等から第 6 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による情報提供（空地情報に限る。）を受けたときは、当該空地の状態及び所有者等について必要な調査を行うことができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に特定空地のおそれがあると認められる空地に立ち入って調査をさせることができる。

4 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を当該空地に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 5 第3項の規定により当該空地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 7 空地に関する調査等については、市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空地の所有者等に関するものについて、この条例の施行に必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(適切な管理の促進)

第12条 市長は、所有者等による空家等及び空地の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(特定空家等又は特定空地の認定)

第13条 市長は、第11条の規定による調査を行い、当該空家等又は空地が現に特定空家等又は特定空地であると認めるときは、特定空家等又は特定空地として認定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第20条に規定する協議会の意見を聴くものとする。

(助言又は指導)

第14条 特定空家等の所有者等に対する助言又は指導については、法第14条第1項に定めるところによる。

- 2 市長は、特定空地の所有者等に対し、繁茂した雑草の除草その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第15条 特定空家等の所有者等に対する勧告については、法第14条第2項に定めるところによる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空地の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、繁茂した雑草の除草その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令)

第16条 特定空家等の所有者等に対する命令については、法第14条第3項から第8項まで及び第13項に定めるところによる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じることができる。
- 3 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 4 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第2項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第2項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 7 第5項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 8 市長は、第1項及び第2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、第20条に規定

する協議会の意見を聴くものとする。

- 9 第2項の規定による命令については、宮津市行政手続条例（平成8年条例第14号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（公示等）

- 第17条 前条第1項に規定する命令をした場合における公示については、法第14条第11項及び第12項に定めるところによる。

- 2 市長は、前条第2項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他別に定める方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 前項の標識は、前条第2項の規定による命令に係る特定空地に設置することができる。この場合においては、当該特定空地の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（代執行）

- 第18条 第16条第1項に規定する命令をした場合における当該命令に係る措置の履行の確保については、法第14条第9項に定めるところによる。

- 2 第16条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命じられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第14条第1項の助言若しくは指導又は第15条第1項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第16条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第14条第10項に定めるところによる。

- 3 市長は、第16条第2項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命じられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 4 市長は、第16条第2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命じられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第14条第2項の助言若しくは指導又は第15条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第16条第2項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（緊急安全措置）

- 第19条 市長は、空家等又は空地が管理不全な状態にあり、かつ、これを放置することにより市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であって、当該所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるときに限り、原則として当該所有者等の同意を得て、当該空家等又は空地の危険な状態を緊急に回避するために必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じることができる。

- 2 市長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。

（空家空地対策協議会）

- 第20条 市に、法第7条第1項に規定する協議会として、宮津市空家空地対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

（警察その他の関係機関との連携）

- 第21条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に必要な措置について協力を要請することができる。

(関係法令の適用)

第 2 2 条 市長は、空家空地対策の推進に関し必要があると認めるときは、関係法令を適用し、必要な措置を講じるものとする。

(当事者による解決との関係)

第 2 3 条 この条例の規定は、空家等及び空地に関する紛争の当事者が訴訟その他の方法により自ら解決を図ることを妨げるものではない。

(委任)

第 2 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 2 5 条 第16条第 1 項の規定による命令に違反した者に対する罰則については、法第16条第 1 項に定めるところによる。

2 第11条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対する罰則については、法第16条第 1 項に定めるところによる。

3 第16条第 2 項の規定による市長の命令に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第16号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成 9 年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市営住宅の項の表国名賀団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第17号

宮津市立中学校設置条例の一部を改正する条例

宮津市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表日置中学校の項及び養老中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市社会教育活用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第18号

宮津市社会教育活用施設条例の一部を改正する条例

宮津市社会教育活用施設条例（平成25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

養老地区社会教育活用施設	宮津市宇岩ヶ鼻23番地	屋内運動場
--------------	-------------	-------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第19号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

＊ ＊ ＊

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第20号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「満22歳」を「22歳」に改め、「及び孫」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「満22歳」を「22歳」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

規 則

宮津市規則第 1 号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成29年 3 月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業（以下「第 1 号事業」という。）の法第115条の45の 3 第 1 項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請等)

第 3 条 法第115条の45の 5 第 1 項の規定による指定の申請は、宮津市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定（更新）申請書によるものとする。

2 法第115条の45の 5 の規定により指定事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第 4 条 市長は、指定事業者を指定することにより宮津市介護予防・日常生活支援総合事業の供給量が宮津市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る見込量を超過する場合その他当該事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるおそれがあると認められる場合は、これを行わないものとする。

(指定の更新の申請等)

第 5 条 法第115条の45の 6 第 1 項の規定による指定の更新の申請は、宮津市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定（更新）申請書によるものとする。

2 第 3 条第 2 項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

(指定の有効期間)

第 6 条 施行規則第140条の63の 7 の市町村が定める期間は、6 年とする。

(変更等の届出)

第 7 条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があった場合は、当該変更があった日から10日以内に、宮津市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、第 1 号事業を廃止し、若しくは休止しようとするとき又は休止した第 1 号事業を再開した場合は、当該廃止又は休止にあたってはその廃止又は休止の日の 1 月前までに、当該再開にあたってはその再開した日から10日以内に、宮津市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業廃止・休止・再開届出書により市長に届け出なければならない。

(指定事業者情報の提供)

第 8 条 市長は、第 3 条若しくは第 5 条の規定による申請又は前条の規定による届出を受理したときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を京都府、国民健康保険団体連合会その他関係機関に対して提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 事業所の電話番号及びファクシミリ番号
- (3) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (4) 指定（更新及び変更を含む。）、廃止、休止又は再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号
- (8) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (9) 役員の氏名、生年月日及び住所
- (10) その他市長が必要と認める事項
- （その他）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、宮津市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定（更新）申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、指定事業者の指定等について必要な手続を行うことができる。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 2 号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成28年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表企画部の部観光交流課の項を次のように改める。

観光定住課	観光振興係 定住まちづくり係
-------	----------------

第 2 条の表建設部の部都市住宅課の項の次に次のように加える。

空家対策推進課	空家対策推進係
---------	---------

第 7 条総務課行政係の項中第15号を削り、第14号を第16号とし、第13号の次に次の 2 号を加える。

（14）電子計算事務の総括に関すること。

（15）社会保障・税番号制度の総括に関すること。

第 7 条総務課職員係の項第 9 号を次のように改める。

（9）部及び課の庶務に関すること。

第 7 条財政課予算係の項中第 9 号を第10号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）行財政改革に関すること。

第 8 条企画政策課企画調整係の項中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1）重要政策の企画及び総合調整（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

第 8 条企画政策課企画調整係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）地方分権に関すること。

第 8 条企画政策課環境交通政策係の項第 5 号を削り、同条企画政策課人権啓発係の項第 2 号中「女性政策」を「男女共同参画」に改め、同条観光交流課観光まちづくり係の項及び観光交流課定住交流

係の項を次のように改める。

観光定住課

観光振興係

- (1) 観光施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 観光資源の保護及び開発に関すること。
- (3) まちなか観光に関すること。
- (4) エコツーリズムに関すること。
- (5) 観光関係公共施設に関すること。
- (6) 海水浴場に関すること。
- (7) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

定住まちづくり係

- (1) 浜町地区及び周辺の総合調整に関すること。
- (2) 観光交流センターに関すること。
- (3) 定住の促進に関すること。
- (4) 市民協働のまちづくりに関すること。
- (5) 空家及び空店舗の活用に関すること。
- (6) つつじが丘団地に関すること。
- (7) 地域情報化の推進に関すること。

第10条社会福祉課子育て支援係の項第4号中「、子ども手当」を削る。

第11条農林水産課農林水産係の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 担い手育成に関すること。

第11条農山漁村振興課農山漁村振興係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、同条農山漁村振興課産業基盤係の項に次の1号を加える。

- (9) 課の庶務に関すること。

第12条都市住宅課建築住宅係の項第5号を削り、同項の次に次の1項を加える。

空家対策推進課

空家対策推進係

- (1) 空家空地対策に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。

第12条上下水道課管理係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条上下水道課下水道整備係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 下水道に係る特定施設及び除害施設に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第3号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 1 の規則で定める事務を定める規則（平成27年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 4 条を加える。

第 4 条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）第 4 条の福祉医療費の支給範囲の認定に関する事務
- (2) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第 8 条及び第 9 条に規定する福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第 9 条及び第11条に規定する福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第13条の福祉医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務

第 5 条 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第 8 条及び第 9 条に規定する福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第 9 条及び第11条に規定する福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第13条の福祉医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務

第 6 条 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）第 4 条に規定する支給の制限に関する事務
- (2) 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱第 7 条及び第 8 条に規定する重度心身障害老人健康管理事業対象者認定申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱第 8 条及び第10条に規定する重度心身障害老人健康管理事業対象者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱第12条の重度心身障害老人健康管理費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務

第 7 条 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年規則第 1 号）第 2 条に規定する一部負担金に相当する額の特例認定に関する事務
- (2) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第 3 条に規定する一部負担金の減免申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第 4 条及び第 5 条に規定する老人医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第 5 条及び第 7 条に規定する老人医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
- (5) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第 9 条及び第10条に規定する老人医療費一部負担金限度額適用認定証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第10条及び第12条に規定する老人医療費一部負担金限度額適用認定証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
- (7) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第14条の老人医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第4号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条イ中「情報」の次に「(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」を加える。

第9条の次に次の4条を加える。

第10条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）第4条の福祉医療費の支給範囲の認定に関する事務 福祉医療費の支給範囲の確認に係る対象者の母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (2) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第8条及び第9条に規定する福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報
 - イ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報
 - ウ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報
- (3) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第9条及び第11条に規定する福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報
 - イ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報
 - ウ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報
- (4) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第13条の福祉医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該届出に係る福祉医療費受給者証の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報
 - イ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当関係情報
 - ウ 当該届出に係る福祉医療費受給者証の交付を受けている者に係る生活保護実施関係情報

第11条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第8条及び第9条に規定する福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報
 - イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報
 - ウ 当該申請者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
- (2) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第9条及び第11条に規定する福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市

町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

(3) 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱第13条の福祉医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る福祉医療費受給者証の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該届出に係る福祉医療費受給者証の交付を受けている者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出に係る福祉医療費受給者証の交付を受けている者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

第12条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 宮津市重度心身障害者老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）第4条に規定する支給の制限に関する事務 重度心身障害者老人健康管理事業対象者証の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

(2) 宮津市重度心身障害者老人健康管理費支給事業実施要綱第7条及び第8条に規定する重度心身障害者老人健康管理事業対象者認定申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

(3) 宮津市重度心身障害者老人健康管理費支給事業実施要綱第8条及び第10条に規定する重障老人健康管理事業対象者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該申請者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

(4) 宮津市重度心身障害者老人健康管理費支給事業実施要綱第12条の重度心身障害者老人健康管理費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る重障老人健康管理事業対象者証の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該届出に係る重障老人健康管理事業対象者証の交付を受けている者に係る生活保護実施関係情報

ウ 当該届出に係る重障老人健康管理事業対象者証の交付を受けている者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

第13条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 老人医療費の支給に関する条例施行規則（昭和58年規則第1号）第2条に規定する一部負担金

に相当する額の特例認定に関する事務 当該特例認定に係る老人医療費一部負担金限度額適用認定証の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

(2) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第3条に規定する一部負担金の減免申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

(3) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第4条及び第5条に規定する老人医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

(4) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第5条及び第7条に規定する老人医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

(5) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第9条及び第10条に規定する老人医療費一部負担金限度額適用認定証の交付申請に係る事実の審査に関する事務 次に掲げる事務

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

(6) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第10条及び第12条に規定する老人医療費一部負担金限度額適用認定証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

(7) 老人医療費の支給に関する条例施行規則第14条の老人医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る老人医療費受給者証及び老人医療費一部負担金限度額適用認定証の交付を受けている者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報

イ 当該届出に係る老人医療費受給者証及び老人医療費一部負担金限度額適用認定証の交付を受けている者に係る生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第5号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の2を第7条の4とし、第7条の次に次の2条を加える。

(条例第8条の2第1項の規則で定める者等)

第7条の2 条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同

法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第7条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

第16条中「第7条の2」を「第7条の4」に改める。

別表第3第8号中「子」の次に「(条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)」を加え、同表第13号中「親」の次に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第6号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第7号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第116条第3項第2号中「10万円」を「30万円」に改める。

第121条第1項に次のただし書を加える。

ただし、単価による契約をする場合は、この限りでない。

第121条第1項第1号中「工事請負契約」の次に「又は修繕若しくは物品の購入に関する契約」を加え、同項第2号中「工事請負契約」の次に「並びに修繕及び物品の購入に関する契約」を加え、同項第5号を削り、同条第2項ただし書中「10万円」を「契約の性質若しくは目的により市長が請書を徴する必要がないと認めるとき、又は10万円」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市子ども手当の支給に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第8号

宮津市子ども手当の支給に関する規則を廃止する規則

宮津市子ども手当の支給に関する規則（平成22年規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第9号

宮津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市介護保険条例施行規則（平成12年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「、介護予防通所介護」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日において介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項に規定する要支援認定を受けていた被保険者に対する特例介護予防サービス費の支給の額については、当該要支援認定の有効期間（同法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、改正前の第11条の規定は、なおその効力を有する。

————— * * * —————

宮津市公設市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第10号

宮津市公設市場条例施行規則を廃止する規則

宮津市公設市場条例施行規則（昭和50年規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市大江山スキー場施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第11号

宮津市大江山スキー場施設条例施行規則を廃止する規則

宮津市大江山スキー場施設条例施行規則（平成18年規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第12号

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則の一部を改正する規則

宮津市育英資金貸付基金の管理並びに運用規則（昭和39年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中「教育委員会委員長及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4 月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第13号

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宮津市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「

分離課税	土地等の事業・雑所得			を
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の配当所得			
	先物取引の事業・譲渡・雑所得			

」

「

分離課税	土地等の事業・雑所得			に
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の利子・配当所得			
	先物取引の事業・譲渡・雑所得			

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第11号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成29年3月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第132号

- (1) 名 称 株式会社アート
- (2) 所 在 地 舞鶴市字小倉67番地の1
- (3) 代 表 者 松 本 芳 弘
- (4) 指定期間 平成29年3月3日から平成33年12月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第12号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成29年3月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第133号

- (1) 名 称 京栄開発株式会社
- (2) 所 在 地 宮津市字鶴賀2166番地の9
- (3) 代 表 者 代表取締役 岡 本 道 男
- (4) 指定期間 平成29年3月3日から平成33年12月31日まで

————— * * * —————

宮津市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成28年4月4日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 大島自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 小 嶋 治 衛
- 3 変更年月日 平成29年2月26日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年3月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

————— * * * —————

宮津市告示第14号

宮津市認知症初期集中支援推進事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する地域支援事業として、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症である者及び認知症が疑われる者並びにその家族に早期に関わる認知症初期

集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置することにより、早期の診断及び対応に向けた支援に係る体制の構築及び推進を図る宮津市認知症初期集中支援推進事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援チームの役割及び機能に関する普及啓発
- (2) 支援チームによる次に掲げる認知症初期集中支援活動
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 訪問支援対象者等の情報収集並びに観察及び評価
 - ウ 初回家庭訪問時の支援
 - エ 支援チームの会議の開催
 - オ 初期集中支援の実施
 - カ 関係機関等との連携
 - キ 記録等の管理

（支援チームの構成）

第3条 支援チームは、専門医1人及び専門職2人以上の認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）をもって構成する。

2 前項の専門医は、日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症の確定診断を行うことのできる認知症サポート医（独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う認知症サポート医養成研修（以下「認知症サポート医養成研修」という。）を修了した医師をいう。以下同じ。）である医師とする。ただし、当該医師の確保が困難な場合は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する医師をもって充てることができる。

- (1) 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医養成研修を受講する予定のあるもの
- (2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

3 第1項の専門職は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師、看護師、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等いずれかの医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務及び相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- (3) 独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識及び技能を修得した者。ただし、やむを得ない場合には、当該研修を受講した者がその受講内容を支援チーム内で共有することを条件として、この号の規定を満たしているものとみなすことができる。

4 チーム員は、市長が委嘱し、又は任命する。

5 チーム員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、補欠のチーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

（チーム員の役割）

第4条 チーム員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専門医は、他のチーム員を支援し、認知症に関して専門的見識から指導、助言等を行い、及び必要に応じて他のチーム員とともに訪問活動等を行い、相談に応じる。
- (2) 専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察及び評価に基づく初期集中支援を行うための訪問活動等を行う。
- (3) 前2号に規定する訪問活動等を行う場合のチーム員数は、初回の観察及び評価の訪問の場合は

原則として医療系のチーム員及び介護系のチーム員それぞれ1人以上とし、合計2人以上の者で訪問を行うものとする。

(訪問支援対象者)

第5条 訪問支援対象者は、本市に住所を有する40歳以上の在宅で生活している者で、認知症が疑われる者又は認知症である者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者又は中断している者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
- エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動及び心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(認知症初期集中支援チーム検討委員会)

第6条 支援チームの設置及び活動状況並びに関係機関等との一体的な事業の推進及び評価を行うため、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

2 検討委員会では、支援チームの活動のうち次の事項について、検討を行うものとする。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 認知症に関する関係機関等との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第7条 事業に従事する者は、業務上知り得た個人に関する情報その他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業の委託)

第8条 市長は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人その他の団体に委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 - 代表者に関する事項
 - 住所 <省 略>
 - 氏名 関 秀 樹
- 3 変更年月日 平成29年2月26日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年3月14日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成29年2月23日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字鶴賀2164番地の15	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター

* * *

宮津市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において平成29年3月16日から平成29年3月30日まで縦覧に供する。

平成29年3月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

路 線 名	道 路 の 区 域			
	区 間	変更の 前後別	敷地幅員（m）	延長（m）
波路上町	（起点）宮津市字波路小字中町2429 （終点）宮津市字波路小字上町2402-2	前	4.0～6.1	324.5
		後	4.0～6.1	424.5

* * *

宮津市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、平成29年3月16日から平成29年3月30日まで縦覧に供する。

平成29年3月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
波路上町	宮津市字波路小字中町2427-2から 宮津市字波路小字中町73-3まで	平成29年4月1日

* * *

宮津市告示第19号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成29年3月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

自治功労者

功 績

小 室 恵美子

宮津市社会教育委員

* * *

宮津市告示第20号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、指針及び地域支援事業実施要綱において使用する用語の例による。

（事業の内容）

第3条 市長は、次に掲げる事業を行うものとし、事業の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

（1）介護予防・生活支援サービス（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

（2）一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（実施方法）

第4条 市長は、第1号訪問事業及び第1号通所事業について、次に掲げる方法により実施できるものとする。

（1）法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施

（2）法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69に定める基準に適合する者への委託による実施

（3）省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による方法

2 第1号介護予防支援事業を実施する地域包括支援センターは、当該事業の一部を指定居宅介護支援事業を行う事業所に委託することができる。

3 市長は、一般介護予防事業について、第1項第2号又は第3号に掲げる方法により実施できる。

（利用手続）

第5条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市長に提出しなければならない。

（指定事業者が行う第1号事業に要する費用の額）

第6条 指定事業者が行う第1号事業に要する費用の額は、別表第2に定めるサービス単位に1単位当たり10円を乗じて得た額とする。

（第1号事業支給費）

第7条 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費（訪問型サービスA及び通所型サービスAに係る第1号事業支給費を除く。）について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

（第1号事業支給費に係る支給限度額）

第8条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）に規定する要支援1

の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

- 2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である事業対象者に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
- 3 退院直後等で集中的に第1号事業を利用することが自立支援につながるものとして市長が必要と認める場合について第1項の規定を適用する場合においては、第1号事業の利用開始から3箇月間に限り、同項中「要支援1」とあるのは、「要支援2」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。)を行う。

- 2 高額介護予防サービス費相当事業等の支給にあたっては、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(償還払いによる支給の申請)

第10条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業支給費に係る償還払い又は高額介護予防サービス費相当事業等の支給を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費支給申請書又は高額介護予防サービス費相当事業等支給申請書を市長に提出しなければならない。

(利用者負担)

第11条 指定事業者が行う第1号事業を利用する居宅要支援被保険者等は、第6条に規定する費用の額から当該居宅要支援被保険者等に対して支給すべき限度において支給される第1号事業支給費の額を除いた額を当該指定事業者を支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者負担に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この要綱の施行の日前においても、事業の利用等について必要な手続を行うことができる。

別表第1 (第3条関係)

事業区分			事業内容
介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)	訪問型サービス(第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	有資格の訪問介護員による身体介護及び生活援助のサービス
		訪問型サービスA	有資格の訪問介護員又は一定の研修受講者による生活援助サービス
		訪問型サービスC	閉じこもり予防、改善等を目的とした、保健師その他の保健又は医療の専門職により提供されるサービス(提供期間は、6箇月間を限度とする。)
	通所型サービス(第1号通所事業)	通所介護相当サービス	入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援並びに身体機能の維持及び向上を目的とした機能訓練等のサービス
		通所型サービスA	運動、レクリエーション活動等により日常生活機能の維持及び向上を目的としたサービス

		通所型サービスC	リハビリテーション専門職等が行う身体機能の維持及び向上のための機能訓練を3箇月間集中的に提供するサービス（利用期間は、6箇月を限度とする。）
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防ケアマネジメント	居宅要支援被保険者等に対し、介護予防を目的として、その状態等にあった適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう行う、サービス事業の利用に係るケアマネジメント
一般介護予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
	介護予防普及啓発事業		介護予防活動の普及及び啓発を行う。
	地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う。
	一般介護予防事業評価事業		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

備考

- 1 訪問型サービスA又は訪問型サービスCを利用している者は、訪問介護相当サービスの利用ができない。ただし、介護予防ケアマネジメントにおいて、訪問介護相当サービスの利用が必要と認められた場合は、この限りでない。
- 2 通所型サービスA又は通所型サービスCを利用している者は、通所介護相当サービスの利用ができない。ただし、介護予防ケアマネジメントにおいて、通所介護相当サービスの利用が必要と認められた場合は、この限りでない。

別表第2（第6条関係）

事業区分		サービス単位
訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	地域支援事業実施要綱別添1の1に定める単位
	訪問型サービスA	250 単位/回
通所型サービス（第1号通所事業）	通所介護相当サービス	地域支援事業実施要綱別添1の2に定める単位
	通所型サービスA	300 単位/回

* * *

宮津市告示第21号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱を次のように定める。

平成29年3月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第 2 章 訪問介護相当サービス

第 1 節 基本方針（第 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 6 条・第 7 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 9 条―第 39 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 40 条―第 42 条）

第 3 章 訪問型サービス A

第 1 節 基本方針（第 43 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 44 条・第 45 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 46 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 47 条・第 48 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 49 条―第 51 条）

第 4 章 通所介護相当サービス

第 1 節 基本方針（第 52 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 53 条・第 54 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 55 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 56 条―第 64 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 65 条―第 68 条）

第 5 章 通所型サービス A

第 1 節 基本方針（第 69 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 70 条・第 71 条）

第 3 節 設備に関する基準（第 72 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 73 条―第 75 条）

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 76 条―第 79 条）

第 6 章 雑則（第 80 条・第 81 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業（以下「第 1 号事業」という。）のうち、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者による第 1 号事業（以下「指定第 1 号事業」という。）の人員、設備、運営等の基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び宮津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年告示第 20 号。以下「市実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 第 1 号事業支給費用基準額 法第 115 条の 45 の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該第 1 号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第 1 号事業に要した費用の額）をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係る指定第 1 号事業をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤

務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の第1号事業を行う者、介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による申請をすることができる者は、法人（宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第5条 指定第1号事業に該当する訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 指定訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項に定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は第44条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業、指定訪問介護相当サービスの事業と指定介護予防訪問介護（旧介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定訪問介護相当サービスの事業と第43条に規定する指定訪問型サービスAの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護相当サービス、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は第43条に規定する指定訪問型サービスAの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等基準第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

その旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護相当サービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該指定訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第12条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第13条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリストの実施（以下この条において「申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人

員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議又は第1号事業等の介護予防ケアマネジメント計画を作成するための担当者の会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第15条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第16条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、居宅要支援被保険者等である利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9各号のいずれにも該当せず、かつ、市実施要綱第5条の規定による利用手続をしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市長に届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第17条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第18条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第19条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第20条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第21条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号

事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第24条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援等の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第25条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他指定訪問介護相当サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 2 7 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第 2 8 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 2 9 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 3 0 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第 3 1 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第 27 条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 3 2 条 指定訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 3 3 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 3 4 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用

者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 3 5 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う報告等に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第 3 6 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 3 7 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 3 8 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 3 9 条 指定訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護相当サービス計画

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第 4 0 条 指定訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第 4 1 条 訪問介護員等の行う指定訪問介護相当サービスの方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第 1 号から第 10 号までの規定は、前号に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(指定訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第 4 2 条 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）等

において把握された課題、指定訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 指定訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第 3 章 訪問型サービス A

第 1 節 基本方針

第 4 3 条 指定第 1 号事業に該当する訪問型サービス A（以下「指定訪問型サービス A」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事の援助（以下この章において「生活援助」という。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 4 4 条 指定訪問型サービス A の事業を行う者（以下「指定訪問型サービス A 事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービス A 事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問型サービス A の提供に当たる従業者（以下この章において「従業者」という。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 前項の従業者は介護福祉士、政令第 3 条第 1 項に定める者又は市が認めた一定の研修を受講した者でなければならない。
- 3 指定訪問型サービス A 事業者は、指定訪問型サービス A 事業所ごとに、当該事業を適切に行うために、訪問型サービス A の利用者数に応じて必要と認められる数の従業者をサービス提供責任者としなければならない。
- 4 指定訪問型サービス A 事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス A の事業と指定訪問介護の事業又は指定訪問型サービス A の事業と指定訪問介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準又は第 6 条第 1 項から第 4 項までに規定する指定訪問介護相当サービスの人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第 4 5 条 指定訪問型サービス A 事業者は、指定訪問型サービス A 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービス A 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービス A 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

第 4 6 条 指定訪問型サービス A 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービス A の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型サービス A 事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス A の事業と指定訪問介護の事業又は指定訪問型サービス A の事業と指定訪問介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 7 条第 1 項に規定する設備に関する基準又は第 8 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

（生活援助の総合的な提供）

第 4 7 条 指定訪問型サービス A 事業者は、指定訪問型サービス A の事業の運営に当たっては、生活

援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(準用)

第 4 8 条 第 9 条から第 27 条まで及び第 29 条から第 39 条までの規定は、指定訪問型サービス A の事業について準用する。この場合において、第 9 条、第 19 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 26 条中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 44 条第 3 項」と、第 39 条中「訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービス A 計画」と読み替えるものとする。

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービス A の基本取扱方針)

第 4 9 条 指定訪問型サービス A は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型サービス A 事業者は、自らその提供する指定訪問型サービス A の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型サービス A 事業者は、指定訪問型サービス A の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定訪問型サービス A 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービス A 事業者は、指定訪問型サービス A の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型サービス A の具体的取扱方針)

第 5 0 条 従業者の行う指定訪問型サービス A の方針は、第 43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービス A の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者（第 44 条第 3 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービス A の具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス A 計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス A 計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成するものとする。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービス A 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型サービス A 計画を作成した際には、当該訪問型サービス A 計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型サービス A の提供に当たっては、訪問型サービス A 計画及び介護予防サービス計画等（以下「訪問型サービス A 計画等」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型サービス A の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) サービス提供責任者は、訪問型サービス A 計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該訪問型サービス A 計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介

護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービスA計画等の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (9) サービス提供責任者は、必要に応じて、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。
- (11) 第1号から第9号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

（指定訪問型サービスAの提供に当たっての留意点）

第51条 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント等において把握された課題、指定訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第4章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第52条 指定第1号事業に該当する通所介護相当サービス（以下「指定通所介護相当サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第53条 指定通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所介護事業者（旧介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下

同じ。)又は第69条第1項に規定する指定通所型サービスA事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業、指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業、指定通所介護相当サービスの事業と指定介護予防通所介護(旧介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定通所介護相当サービスの事業と第68条に規定する指定通所型サービスAの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護相当サービス、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護又は第68条に規定する指定通所型サービスAの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所介護相当サービスの利用定員(当該指定通所介護相当サービス事業所において同時に指定通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第54条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第55条 指定通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら当該指定通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第56条 指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とする。

5 指定通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第57条 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定通所介護相当サービス事業所の従業者及び指定通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の

管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者はこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 5 8 条 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 5 9 条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護相当サービスを提供できるよう、指定通所介護相当サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 6 0 条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 6 1 条 指定通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第 6 2 条 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、当該指定通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 6 3 条 指定通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 通所介護相当サービス計画
- (2) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第 24 条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 35 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第64条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条及び第31条から第38条までの規定は、指定通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第58条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第65条 指定通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第66条 指定通所介護相当サービスの方針は、第52条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

(3) 通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(5) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を用いるものとする。

もってサービスの提供を行うものとする。

- (9) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第 1 号から第 10 号までの規定は、前号に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

（指定通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第 6 7 条 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント等において把握された課題、指定通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第 6 8 条 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 通所型サービス A

第 1 節 基本方針

第 6 9 条 指定第 1 号事業に該当する通所型サービス A（以下「指定通所型サービス A」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、他の利用者、地域の住民等と相互支援の関係を築くとともに、利用者の有する能力が活かされる場

を設け、必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 7 0 条 指定通所型サービス A の事業を行う者（以下「指定通所型サービス A 事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービス A 事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「通所型サービス A 従業者」という。）の員数は、指定通所型サービス A の単位ごとに、当該指定通所型サービス A を提供している時間帯に通所型サービス A 従業者（専ら当該指定通所型サービス A の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービス A を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス A の事業と指定通所介護の事業、指定通所型サービス A の事業と指定地域密着型通所介護の事業、指定通所型サービス A の事業と指定介護予防通所介護の事業又は指定通所型サービス A の事業と指定通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所型サービス A、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護又は指定通所介護相当サービスの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては利用者 1 人につき当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 前項の通所型サービス A 従業者のうち 1 人以上は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者等、当該事業を適切に実施できる者としなければならない。
- 3 指定通所型サービス A 事業者は、指定通所型サービス A の単位ごとに、通所型サービス A 従業者を、常時 1 人以上当該指定通所型サービス A に従事させなければならない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、通所型サービス A 従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービス A の単位の従業者として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所型サービス A の単位は、指定通所型サービス A であつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 指定通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービス A の事業と指定通所介護の事業、指定通所型サービス A の事業と指定地域密着型通所介護の事業又は指定通所型サービス A の事業と指定通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項から第 6 項までに規定する人員に関する基準、指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準又は第 53 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 7 1 条 指定通所型サービス A 事業者は、指定通所型サービス A 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型サービス A 事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型サービス A 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

第 7 2 条 指定通所型サービス A 事業所は、指定通所型サービス A を提供するために必要な場所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型サービス A の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の指定通所型サービス A を提供するために必要な場所の面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- 3 第1項の設備は、専ら当該指定通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービスA以外のサービスを提供してはならない。ただし、指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受けている場合は、この限りでない。
- 5 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定通所型サービスAの事業と指定地域密着型通所介護の事業又は指定通所型サービスAの事業と指定通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準、指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は第55条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第73条 指定通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定通所型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービスAに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 指定通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
 - 4 前項第1号に掲げる費用のうち、通常の事業の実施地域内に居住する利用者に対する費用については、当該地域内の公共交通機関の運賃に相当する額を基本とすること。
 - 5 第3項第2号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。
 - 6 指定通所型サービスA事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

- 第74条 指定通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 通所型サービスA計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第75条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第57条から第62条までの規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第58条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービスA従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービスA従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスAの基本取扱方針)

第76条 指定通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、自らその提供する指定通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、当該サービスの利用を通じて、他の利用者、地域の住民等と相互支援の関係を築くとともに、利用者の有する能力が活かされる場を設け、利用者が身体的、社会的に自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型サービスAの具体的取扱方針)

第77条 指定通所型サービスAの方針は、第69条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスAの具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。
- (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画又は介護予防サービス計画等（以下「通所型サービスA計画等」という。）に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (9) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画等に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画等に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービスA計画等に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画等の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、必要に応じて、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

（指定通所型サービスAの提供に当たっての留意点）

第78条 指定通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント等において把握された課題、指定通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定通所型サービスA事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第79条 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

（市外事業所に係る基準の特例）

第80条 法第115条の45の5第1項の規定による申請に係る事業所が市外に所在する場合は、当該事業所が所在する市町村の定める基準を満たしていることをもって、この要綱で定める基準について、満たしているものとみなすことができる。

（その他）

第81条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・3・11号漁師波路線

削除する部分

宮津市字鶴賀小字鶴賀町、字波路、字波路小字藪ゾエ、字波路小字町裏川淵及び字波路町小字町裏

(2) 3・4・12号新浜松原線

削除する部分

宮津市字宮本、字京街道及び字京街道小字京街道

(3) 3・4・13号本町宮津停車場線

削除する部分

宮津市字本町、字魚屋及び字河原

(4) 3・5・14号宮津港惣線

削除する部分

宮津市字波路、字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町、字鶴賀小字鶴賀、字安智、字惣小字角田、字惣小字深田、字惣小字大平田及び字惣小字矢場

(5) 3・4・15号鶴賀宮津停車場線

削除する部分

宮津市字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町及び字鶴賀小字鶴賀

(6) 3・6・153号波路惣線

削除する部分

宮津市字波路、字波路町及び字波路町小字町裏

(7) 3・6・154号宮本鶴賀線

削除する部分

宮津市字宮本、字柳縄手、字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町及び字外側

(8) 3・5・155号宮津停車場京街道線

削除する部分

宮津市字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町、字外側、字中ノ丁、字馬場先、字馬場先小字馬場先、字柳縄手、字京街道及び字宮村小字馬場先

(9) 3・5・156号鶴賀宮村線

削除する部分

宮津市字鶴賀、字鶴賀小字鶴賀町、字外側、字外側小字外側、字吉原、字惣小字角田及び字惣小字深田

(10) 3・5・156号鶴賀宮村線の名称を3・5・156号惣宮村線に変更する。

2 縦覧場所

宮津市建設部都市住宅課（本館南棟3階）

* * *

宮津市告示第23号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成29年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成29年4月3日から平成29年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民部税務課資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第24号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱
宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱（昭和45年告示第41号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成29年3月31日まで」を「当分」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市介護福祉士資格取得講習等受講費補助金交付要綱（平成25年告示第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第39条第4号の規定による」を「。以下「法」という。）第39条に規定する」に改める。

第2条第2号中「社会福祉士及び介護福祉士法第2条」を「法第2条第2項」に改め、同条第4号中「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条」を「法第40条」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第8号を次のように改める。

(8) 小児慢性特定疾病児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた者（小児慢性特定疾病に係る施策以外の同法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象で

ない者に限る。)

第3条第5項を次のように改める。

- 5 別表第1小児慢性特定疾病児童の項の表に掲げる用具を給付する場合の当該用具に係る給付額は、同表に掲げる基準額とし、用具に係る費用が当該基準額を下回る場合は、当該費用の額とする。

第5条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 別表第1小児慢性特定疾病児童の項の表に掲げる用具の給付を受けた者 別表第3に定める額（当該用具の購入に要する費用の額が別表第1小児慢性特定疾病児童の項の表に定める基準額を超える場合は、当該費用の額から当該基準額を減じた額を別表第3に定める額に加えた額とする。）

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第1 高齢者世帯の項の表を次のように改める。

小児慢性特定疾病児童

対象種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{じよくそう} の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者に調整できる機能を有するもの	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030円

頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100円
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460円
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360円

別表第2 Aの項中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「支給給付受給世帯」を「支援給付（以下「支援給付」という。）受給世帯」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

徴収基準額表（利用者負担額）

利用世帯の階層区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A	生活保護法による被保護世帯又は支援給付受給世帯		円 0	円 0
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C1	A 階層及びD 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	2,250	230
C2		所得割の額のある世帯	2,900	290
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	2,400円以下	3,450	350
D2		2,401円以上4,800円以下	3,800	380
D3		4,801円以上8,400円以下	4,250	430
D4		8,401円以上12,000円以下	4,700	470
D5		12,001円以上16,200円以下	5,500	550
D6		16,201円以上21,000円以下	6,250	630
D7		21,001円以上46,200円以下	8,100	810
D8		46,201円以上60,000円以下	9,350	940
D9		60,001円以上78,000円以下	11,550	1,160

D10	78,001円以上100,500円以下	13,750	1,380
D11	100,501円以上190,000円以下	17,850	1,790
D12	190,001円以上299,500円以下	22,000	2,200
D13	299,501円以上831,900円以下	26,150	2,620
D14	831,901円以上1,467,000円以下	40,350	4,040
D15	1,467,001円以上1,632,000円以下	42,500	4,250
D16	1,632,001円以上2,302,900円以下	51,450	5,150
D17	2,302,901円以上3,117,000円以下	61,250	6,130
D18	3,117,001円以上4,173,000円以下	71,900	7,190
D19	4,173,001円以上	全 額	左の徴収基準月額に 10 分の 1 を乗じて得た額（その額が 8,560 円に満たない場合は 8,560 円）

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の小児慢性特定疾病児童が、同時に徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な小児慢性特定疾病児童以外の小児慢性特定疾病児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 小児慢性特定疾病児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、当該児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、小児慢性特定疾病児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「小児慢性特定疾病児童の属する世帯」とは、小児慢性特定疾病児童と生計を一にする世帯をいい、当該児童と扶養義務者が世帯を一にしていなくても適当と認められる場合を含むものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する扶養義務者（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）をいう。ただし、小児慢性特定疾病児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に当該児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得

税の額（所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯並びに支援給付をいう。この場合において、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用期間は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該小児慢性特定疾病児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第27号

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成8年告示第16号）の一部を次のように改正する。
第5条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第28号

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱（平成27年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を次のように改める。

ただし、宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成8年告示第16号）の規定による福祉タ

クシー利用券の交付を受けている場合は、対象者としなない。

第2条各号を削る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に係る通院交通費について適用する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第29号

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱の一部を改正する要綱

宮津市紙おむつの排出に係る指定ごみ袋給付要綱（平成18年告示第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「15リットル相当の容量のもの（以下「15リットル袋」という。）」を削り、「（以下「30リットル袋」という。）」を「及び」に改め、「（以下「45リットル袋」という。）」を削る。

第4条の見出し中「及び」を「の」に改め、同条中「及び枚数」を「の枚数」に改め、同条第1号中「15リットル袋又は30リットル袋とし、」を削り、同条第2号中「30リットル袋又は45リットル袋とし、」を削る。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第30号

宮津市訪問介護利用支援実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市訪問介護利用支援実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市訪問介護利用支援実施要綱（平成12年告示第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「訪問介護」を「訪問介護等」に改める。

第1条中「又は介護予防訪問介護（以下「訪問介護」を「若しくは夜間対応型訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。以下「訪問介護等」に改める。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 この要綱の規定による利用者負担額の軽減の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の介護保険の被保険者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次の各号のいずれかに該当することとなったものとする。

(1) 65歳到達前1年の間に、本市の障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を受けたことがある法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者（以下「要介護者等」という。）であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの

(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定する特定疾病により要介護者等となった40歳から64歳までの者

第3条第1項を次のように改める。

利用者負担額を軽減する額は、対象者が支払うべき利用者負担額の全額とする。

第 5 条及び第 6 条中「訪問介護」を「訪問介護等」に改める。

第 7 条中「6 月 30 日」を「7 月 31 日」に、「6 月」を「7 月」に改める。

第 8 条第 1 項中「6 月 1 日」を「7 月 1 日」に、「同月 30 日」を「同月 31 日」に、「訪問介護」を「訪問介護等」に、「6 月 30 日」を「7 月 31 日」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「訪問介護」を「訪問介護等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日において介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けていた被保険者に対する利用者負担額の軽減については、当該要支援認定の有効期間（同法第 33 条第 1 項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、改正前の第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第 31 号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱
社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱（平成 12 年告示第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(17) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

(18) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第 32 号

宮津市生活支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実及び強化並びに高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に基づき実施する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 生活支援コーディネーター（地域において高齢者の生活支援及び介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。）の配置

(2) 生活支援体制整備協議体（生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークをいう。以下「協議体」という。）の設置及び運営

(3) その他生活支援体制整備に関して市長が必要と認める事業
（生活支援コーディネーター）

第3条 生活支援コーディネーターは、地域における助け合い若しくは生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができるものとする。

2 生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターと連携し、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）に関する業務

(2) ネットワークの構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）に関する業務

(3) ニーズと取組の結び付け（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の結び付け等）に関する業務

（協議体）

第4条 協議体は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

(1) コーディネーターの組織的な補完に関すること。

(2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関すること。

(3) 生活支援等サービスの体制整備に係る企画、立案及び方針策定の協議に関すること。

(4) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。

(5) 地域における助け合い及び生活支援等サービスに係る情報交換、働きかけ等に関すること。

2 協議体は、次に掲げる者をもって構成するものとする。ただし、類似の目的を持った会議等を、必要に応じて協議体として位置付け、開催できるものとする。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 生活支援コーディネーター

(3) 生活支援等サービスの提供主体等の関係者

(4) その他市長が必要と認めるもの

（秘密の保持）

第5条 生活支援コーディネーター及び協議体に参画した関係者等は、事業に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業の委託）

第6条 市長は、事業の全部又は一部を介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に規定するものに委託することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第33号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成24年告示第144号）の一部を次のように

改正する。

第 3 条中「京都丹後鉄道線内全区間又は丹後海陸交通路線バス路線全区間のいずれかを 6 箇月間無料利用（特急又は高速バス等を除く。）できる乗車パスを交付する」を「次の各号のいずれかを行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 京都丹後鉄道線内全区間を 6 箇月間無料利用（特急等を除く。）できる乗車パスの交付
- (2) 丹後海陸交通路線バス路線全区間を 6 箇月間無料利用（高速バス等を除く。）できる乗車パスの交付
- (3) 丹後海陸交通路線バス普通回数券（200円回数券11枚綴り×10組）の交付

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第34号

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年告示第125号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 3 条第 2 項に規定する特定供給者」を「第 2 条第 5 項に規定する認定事業者」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第35号

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域会議交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域会議交付金交付要綱（平成19年告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表中「（地域会議に属さない者に支弁するものに限る。）」を削る。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第36号

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市婚活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市長は、定住の促進と活力ある地域づくりを推進するため、結婚を希望する男女の交流及び出会いの機会を創出する事業等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象団体）

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内に事務所等を有する法人、公共的団体、実行委員会等その他市長が適当と認めるもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙運動その他これらに類する活動を目的とする団体
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う団体
 - (3) 前 2 号に掲げる団体のほか、市長が適当でないと認める団体
- (補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第 1 条の趣旨に基づく次に掲げる事業とする。

- (1) 結婚を希望する独身の男女の交流及び出会いの機会を創出する事業
- (2) 結婚を希望する独身の男女を対象とした異性間の交渉能力を向上させるための事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、結婚を希望する独身の男女の交流や出会いの促進につながるものとして市長が認める事業

2 前項の補助対象事業は、次に掲げる全ての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 営利を目的としないものであること。
- (2) おおむね 20 歳以上の者を対象とするものであること。
- (3) 参加予定者が 10 人以上のものであること。
- (4) 参加予定者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること。
- (5) 参加予定者の半数以上が本市に住所を有する者又は市内の事業所に勤務する者であること。
- (6) 市長が特に認めた場合を除き、実施場所が市内であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。ただし、補助対象団体に属する者に対する報償費は、対象としない。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費から参加者負担金、寄附金及び国、府等の補助金等を差し引いた額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助対象事業の開催 1 回につき 10 万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1 の補助対象団体につき、1 年度当たり 2 回とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、規則第 4 条の規定により宮津市婚活支援事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 8 条の規定により速やかに宮津市婚活支援事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業団体は、当該事業が完了したときは、速やかに規則第 10 条の規定により宮津市婚活支援事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(成果報告等)

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業団体に当該事業の実施後の成果、効果等の報告を求めることができる。

2 補助事業団体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

3 補助事業団体は、補助対象事業の実施に際して知り得た個人情報の適正な管理及び利用に努めるとともに、参加者からの苦情に対しては誠意をもって自主的な解決に努めなければならない。補助対象事業の完了後においても同様とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市婚活支援事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容
報償費	講師等謝礼（謝金、交通費等）
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
燃料費	ガソリン代等（車両等借上げの場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵便料、電信料等
広告料	新聞、テレビ、ラジオ等の広告宣伝料
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械又は車両の賃借料、設備賃借料等
その他	市長が必要と認める経費

* * *

宮津市告示第37号

宮津市お試し住宅事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市お試し住宅事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、移住希望者が本市の風土や日常生活を体験し、本市への移住及び定住につなげるため、一定期間、生活体験ができるお試し住宅を提供する事業について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 市外に住所を有する者で、本市への移住（転勤又は婚姻による転入予定者を除く。）を検討しているものをいう。
- (2) 宮津市空き家等情報バンクシステム 空き家等の売買又は賃貸を希望する物件の情報を登録し、当該情報を市内への定住を目的に公開する仕組みをいう。
- (3) お試し住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具を備え、本市が移住希望者に貸し付ける住宅及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

（名称及び位置）

第3条 お試し住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
宮村お試し住宅	宮津市字宮村245番地

（借受資格）

第4条 お試し住宅を借り受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住希望者であること。
- (2) 宮津市空き家等情報バンクシステムの利用希望者台帳に登録されている者
- (3) お試し住宅の賃借料等を支払う能力を有する者
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (5) 次のいずれにも該当しない者
 - ア この要綱の趣旨に反して借り受けるものと認められるとき。
 - イ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

ウ 建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

エ お試し住宅の管理上支障があるとき。

(借受期間)

第 5 条 お試し住宅を借り受けることができる期間は、利用希望者 1 人につき、1 年度当たり 30 日（同居人として同居した日数を含む。）以内とする。

(借受申込)

第 6 条 お試し住宅を借り受けようとする者は、宮津市お試し住宅借受申込書に必要な書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

(貸付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宮津市お試し住宅貸付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、お試し住宅を貸し付ける場合において、条件を付することができる。

(契約)

第 8 条 前条の貸付決定を受けた者（以下「借受者」という。）及び市長は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約を締結するものとする。

(賃借料)

第 9 条 お試し住宅の賃借料は、次のとおりとする。

(1) 入居した日から 3 日目までの期間 4,500 円

(2) 入居した日から 4 日目以降 日額 1,500 円

2 賃借料は、前条の定期建物賃貸借契約を締結した時に支払わなければならない。

3 既納の賃借料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(制限行為)

第 10 条 借受者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第 7 条に規定する貸付決定において認めた同居人以外の者を同居させること。

(2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。

(3) 興行の用に供するために使用すること。

(4) 展示会その他これらに類する催しを開催すること。

(5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として使用すること。

(6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

(8) 犬、猫その他の動物（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を除く。）を飼育すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、直ちにお試し住宅から退去を命じることができる。

(明渡し)

第 11 条 借受者は、第 5 条に規定する借受期間が終了したときは、市長と協議の上、通常の利用により生じた損耗を除き、お試し住宅を原状に回復して明け渡さなければならない。

2 借受者は、前項の規定により明け渡すときは、あらかじめ当該明け渡す日を市長に申し出なければならない。

(立入り)

第 12 条 市長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他のお試し住宅を管理するために必要があるときは、借受者の承諾を得て、お試し住宅に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第 13 条 借受者は、故意又は過失によりお試し住宅を損傷し、又は滅失したときは、市長に直ちに報告しなければならない。この場合において、借受者は、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第 1 4 条 市は、お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅で発生した事故の責任を負わないものとする。

(その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市お試し住宅借受申込書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第38号

宮津市男女共同参画審議会設置要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市男女共同参画審議会設置要綱

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 6 条第 2 項の規定に基づく宮津市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を円滑に推進するため、宮津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関する調査及び審議
- (2) 基本計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する市民意識調査に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会設置要綱（平成28年告示第94号）は、廃止する。

————— * * * —————

宮津市告示第39号

宮津市牧野管理規程を廃止する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市牧野管理規程を廃止する規程

宮津市牧野管理規程（昭和30年告示第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第40号

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「場合」の次に「又は宮津市地域おこし協力隊（宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）に基づく宮津市地域おこし協力隊をいう。以下「地域おこし協力隊」という。）の活動をする場合」を、「研修期間」の次に「又は地域おこし協力隊の隊員の委嘱期間」を加える。

第4条中「場合」の次に「又は地域おこし協力隊の活動をする場合」を、「研修期間」の次に「又は地域おこし協力隊の隊員の委嘱期間」を加える。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第41号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「166,000円」を「208,000円」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第42号

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成21年告示第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宮津市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性（以下「耐震性」という。）の向上を図るため、木造住宅の耐震改修及び簡易耐震改修（以下「耐震改修等」を「地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、木造住宅の耐震改修、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置」に改める。

第 2 条第 2 号中「耐震性」を「地震に対する安全性（以下「耐震性」という。）」に改め、同条第 3 号中「耐震改修工事」の次に「（国土交通省、一般財団法人日本建築防災協会又は一般財団法人日本建築総合試験所その他の公的試験機関で確認又は評価を受けた補強工法又は京都府知事が認める補強工法を用いるものに限る。）」を加え、「構造上、」を「構造上やむを得ない場合又は」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）耐震シェルター設置 木造住宅（耐震改修又は簡易耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に對して、地震時に高齢者、障害者等の生命を守る目的で建築物内に装置（京都府知事が必要な構造耐力を有するものとして認めたものに限る。）を設置することをいう。

第 3 条中「木造住宅」を「耐震改修、簡易耐震改修又は耐震シェルター設置をする木造住宅」に改め、「各号」の次に「の」を加え、同条第 1 号中「前条第 2 号」を「耐震改修設計にあつては、前条第 2 号」に改め、「耐震改修等に係る設計（以下「耐震設計」という。）の」を削り、同条第 3 号中「宮津市内」を「耐震改修工事にあつては、宮津市内」に、「により耐震改修等を」を「と契約をし、」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 補助金の交付の対象となる耐震シェルター設置は、前項に該当し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- （1）申請時において60歳以上の者が居住していること。
- （2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者が居住していること。
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者が居住していること。
- （4）「療育手帳制度について」（昭和48年 9 月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者が居住していること。
- （5）介護保険法（平成 9 年法律第123号）第19条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けた者が居住していること。

第 5 条中「耐震改修等」を「耐震改修、簡易耐震改修」に改め、「居室耐震改修」の次に「、耐震シェルター設置」を加え、「とし、200万円を限度」を削り、「簡易耐震改修」の次に「及び耐震シェルター設置」を、「80万円」の次に「を、耐震改修及びリフォームを同時に行う場合にあつては200万円」を加える。

第 6 条第 1 号中「及び簡易耐震改修」を「、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第43号

宮津市開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市開発行為等に関する指導要綱の一部を改正する要綱

宮津市開発行為等に関する指導要綱（平成2年告示第48号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号ただし書を次のように改める。

ただし、開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。

第36条を削り、第37条を第36条とし、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第44号

宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱を廃止する要綱

宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱（平成24年告示第130号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第45号

宮津市立小学校及び中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市立小学校及び中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市立小学校及び中学校遠距離通学費補助金交付要綱（平成8年告示第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小学校児童の住居から登校班等の集合場所までの距離が1キロメートル以上であり、かつ、学校長が児童の通学安全対策上、登校班等の集合場所まで保護者による自動車等での送迎（以下「送迎」という。）が必要であると認めたものであること。

第3条ただし書中「前条第2号」を「前条第3号」に改める。

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 送迎による場合は、当該児童の住居から登校班等の集合場所までの2往復の距離（100メートル未満の端数は、切り捨てる。）に1キロメートルあたり37円を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に実登校日数を乗じて得た額とする。

第5条第2項中「補助金交付申請書」を「市長が別に定める期日までに、遠距離通学費補助金交付申請書」に改め、「遠距離通学児童生徒名簿」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加え、「添えて」を「添付し、」に改める。

第7条及び第8条中「補助金」を「徒歩又は自転車及び公共交通機関利用による場合に係る補助金」に改める。

第9条中「補助事業完了後」を「徒歩又は自転車及び公共交通機関利用による場合に係る補助事業完了後」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（補助金の額の確定）

第10条 送迎による場合に係る補助金の額の確定は、規則第11条第2項の規定により交付の決定をもって確定したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第46号

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校遠距離通学費補助金交付要綱（平成26年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「日置小学校」の次に「及び養老小学校」を加える。

第3条中「（長期休業中においては回数券）」を「又は回数券」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第47号

宮津市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、重要文化的景観の保存及び活用を推進するため、重要な構成要素である建築物等の整備に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重要文化的景観 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条の規定により選定された重要文化的景観をいう。
- (2) 重要な構成要素 宮津市が策定した文化的景観保存計画に記載の重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号）第1条第2項第6号の文化的景観における重要な構成要素をいう。
- (3) 所有者等 重要な構成要素である建造物等の所有者及び権原に基づく占有者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、所有者等が行う当該建造物等に係る次に掲げる事業とする。

- (1) 標識、説明板、境界等の設置及び改修工事
- (2) 防災、便益管理施設の設置等の工事
- (3) 復旧修理及び修景等工事

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備設置及び改修工事経費
- (2) 復旧修理及び修景等工事経費
- (3) 設計料及び監理料

(4) その他工事経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1,000万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助対象事業を実施する1か月前までに、宮津市重要文化的景観整備事業補助金交付申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けたものが、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市重要文化的景観整備事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市重要文化的景観整備事業補助金実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市重要文化的景観整備事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第48号

宮津市特別栄誉賞表彰規程を次のように定める。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市特別栄誉賞表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市民に郷土の誇りや明るい希望を与える特に顕著な業績があったものに対し、その栄誉をたたえるために贈る宮津市特別栄誉賞について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、市内に在住し、若しくは在住していた者、本市を拠点に活動を行い若しくは活動を行っていた団体又は本市にゆかりのあるもので、次の各号のいずれかに該当するときは、その栄誉をたたえ宮津市特別栄誉賞を贈るものとする。

- (1) 学術、芸術、文化等に関する分野で、郷土の誇りとなるべき特に顕著な功績が認められたもの
- (2) スポーツ等に関する分野で、郷土の誇りとなるべき特に顕著な成績を収めたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民に明るい希望を与え、本市の名を高めることに特に顕著な功績があると認められるもの

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第49号

宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイセンタ

一条例施行規則（平成 6 年規則第 11 号）第 3 条第 3 項の規定により告示する。

平成 29 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1 日につき）

区分	基準単価	サービス 提供体制 強化加算	入浴介助 加算	計	左記のうち自己負担	
					1 割	2 割
要介護 1	6,560円	180円	500円	7,240円	724円	1,448円
要介護 2	7,750円	180円	500円	8,430円	843円	1,686円
要介護 3	8,980円	180円	500円	9,660円	966円	1,932円
要介護 4	10,210円	180円	500円	10,890円	1,089円	2,178円
要介護 5	11,440円	180円	500円	12,120円	1,212円	2,424円

備考

- 1 食費は 1 食につき 650 円を自己負担として徴収する。
- 2 送迎なしの減算は、片道 470 円（うち自己負担は 1 割 47 円・2 割 94 円）とする。
- 3 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は、認知症加算として 1 日につき 600 円（うち自己負担は 1 日につき 1 割 60 円・2 割 120 円）を徴収する。
- 4 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として 1 日につき 600 円（うち自己負担は 1 日につき 1 割 60 円・2 割 120 円）を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 5 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として 1 日につき 560 円（うち自己負担は 1 日につき 1 割 56 円・2 割 112 円）を徴収する。
- 6 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の 1000 分の 59 に相当する金額を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1 か月につき）

区分	基準単価	サービス提 供体制強化 加算	生活機能向 上グループ 活動加算	計	左記のうち自己負担	
					1 割	2 割
要支援 1	16,470円	720円	1,000円	18,190円	1,819円	3,638円
要支援 2	33,770円	1,440円	1,000円	36,210円	3,621円	7,242円

備考

- 1 食費として 1 食につき 650 円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として 1 か月に 2,400 円（うち自己負担は 1 か月につき 1 割 240 円・2 割 480 円）を徴収する。
- 3 運動器機能向上加算として 1 か月に 2,250 円（うち自己負担は 1 か月につき 1 割 225 円・2 割 450 円）を算定する場合は、生活機能向上グループ活動加算は算定しない。
- 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の 1000 分の 59 に相当する金額を徴収する。
- 5 事業所評価加算として、1 か月に 1,200 円（うち自己負担は 1 か月につき 1 割 120 円・2 割 240 円）を徴収する。

(3) 通所型サービス利用料（1 か月につき）

区分	基準単価	サービス提 供体制強化 加算	生活機能向 上グループ 加算	計	左記のうち自己負担	
					1 割	2 割
要支援 1	16,470円	720円	1,000円	18,190円	1,819円	3,638円
要支援 2	33,770円	1,440円	1,000円	36,210円	3,621円	7,242円

備考

- 1 食費として 1 食につき 650 円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として 1 か月に 2,400 円（うち自己負担は 1 か月

につき1割240円・2割480円)を徴収する。

- 3 運動器機能向上加算として1か月に2,250円(うち自己負担は1か月に1割225円・2割450円)を算定する場合は、生活機能向上グループ活動加算は算定しない。
- 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。
- 5 事業所評価加算として、1か月に1,200円(うち自己負担は1か月に1割120円・2割240円)を徴収する。

2 適用年月日

平成29年4月1日

* * *

宮津市告示第50号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイセンター条例施行規則(平成6年規則第11号)第3条第3項の規定により告示する。

平成29年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料(1日につき)

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち自己負担	
					1割	2割
要介護1	6,560円	180円	500円	7,240円	724円	1,448円
要介護2	7,750円	180円	500円	8,430円	843円	1,686円
要介護3	8,980円	180円	500円	9,660円	966円	1,932円
要介護4	10,210円	180円	500円	10,890円	1,089円	2,178円
要介護5	11,440円	180円	500円	12,120円	1,212円	2,424円

備考

- 1 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 送迎なしの減算は、片道470円(うち自己負担は1割47円・2割94円)とする。
- 3 日常生活自立度Ⅲ以上の利用者は、認知症加算として1日につき600円(うち自己負担は1日につき1割60円・2割120円)を徴収する。
- 4 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円(うち自己負担は1日につき1割60円・2割120円)を徴収する。認知症加算との併用はしない。
- 5 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として1日につき460円(うち自己負担は1日につき1割46円・2割92円)を徴収する。
- 6 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料(1か月につき)

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	計	左記のうち自己負担	
				1割	2割
要支援1	16,470円	720円	17,190円	1,719円	3,438円
要支援2	33,770円	1,440円	35,210円	3,521円	7,042円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1か月に2,400円(うち自己負担は1か月に1割240円・2割480円)を徴収する。
- 3 運動器機能向上加算は、1か月に2,250円(うち自己負担は1か月に1割225円・2割450円)とする。
- 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。

(3) 通所型サービス利用料(1か月につき)

区分	基準単価	サービス提供 体制強化加算	計	左記のうち自己負担	
				1割	2割
要支援1	16,470円	720円	17,190円	1,719円	3,438円
要支援2	33,770円	1,440円	35,210円	3,521円	7,042円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1か月に2,400円（うち自己負担は1か月につき1割240円・2割480円）を徴収する。
- 3 運動器機能向上加算は、1か月に2,250円（うち自己負担は1か月につき1割225円・2割450円）とする。
- 4 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の59に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

平成29年4月1日

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収納事務受託者

住 所	氏 名
東京都渋谷区南平台町3-7 2F	株式会社トラストバンク
大阪府中央区瓦屋町三丁目6番13号	株式会社サイネックス
東京都中央区日本橋二丁目2番2号	株式会社さとふる
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	楽天株式会社

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2065番地の4
氏名 WILLER TRAINS株式会社

* * *

宮津市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2
氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 小 田 仁 和

* * *

宮津市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社 富士ダイナミクス大阪営業所

取締役大阪営業所長 長谷川 雅 人

————— * * * —————

宮津市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市宮天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 文珠自治会 会長 山 崎 進

————— * * * —————

宮津市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏名 公益社団法人京都府獣医師会

————— * * * —————

宮津市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2060番地の65

氏名 株式会社鶴賀清掃社

————— * * * —————

宮津市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 北 地 吉 昌

* * *

宮津市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

	氏 名
	氏 名
	有限会社白数薬局
	有限会社島崎元水堂
	有限会社梅徹商店
	坂 根 輝 代
	天橋立市場株式会社
	木 崎 靖 之
	武 田 利代子
	三 輪 修
	南 幸一郎
	株式会社フクヤ
	河 島 富 雄
	株式会社じょうけ
	ファミリーマート宮津天橋立インター店
	店長 吉 田 真 也
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン宮津店
	店長 和 田 浩
	株式会社山本金物店
	株式会社小野澤商店
	株式会社イナヨー
	三丹商事株式会社
	ローソン由良店 店長 赤 松 伸 一
	小 室 春 子
	熊 田 道 夫
	玉 垣 道 子
	小 西 義 光
	ヤノ株式会社
	株式会社黒岡
	糸 井 逸 枝
	山 下 大 輔
	片 岡 正 行
	白糸酒造株式会社
	羽 渕 扶喜男
	嶋 崎 春 男
	内 藤 博 子
	橋 本 八重乃
	島 崎 末 子

<省 略>

<省 略>	小 林 隆 夫
	嶋 崎 忠 義
	関 一 雄
	浜 田 周 作
	酒 井 義 夫
	株式会社コメリ コメリハード&グリーン岩滝店
	店長 野 村 清 司
	株式会社にしがき
	京都生活協同組合丹後支部
	京都府漁業協同組合
	株式会社京洋
	株式会社太陽堂
	株式会社向陽
	株式会社さとう

* * *

宮津市告示第60号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
<省 略>	南 幸 一 郎
	河 島 富 雄
	富 田 久 雄
	本 間 泉
	松 岡 照 幸
	河 島 紘 三
	熊 田 道 夫
	山 下 大 輔
	ヤノ株式会社
	羽 渕 扶喜男
	内 藤 博 子

* * *

宮津市告示第61号

市府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、幼稚園保育料、保育所保育料、放課後児童健全育成事業利用者負担金、住宅使用料（駐車場使用料を含む。）、簡易水道使用料金、公共下水道使用料及び一般廃棄物処理手数料（し尿に限る。）の収納の事務を平成29年4月1日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第33条第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収納事務受託者

住 所	氏 名
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号	国分グローサースチェーン株式会社
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セコマ
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブニーイレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の 1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町 1 丁目 77-2
氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住 所 宮津市字獅子崎1162番地
氏 名 YMSほりかわ
代表者 堀 川 義 治

* * *

宮津市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字河原1850番地	元結屋 2 7 会長 大 江 昌 嗣

* * *

宮津市告示第65号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成29年4月18日（火）	平成29年10月17日（火）
平成29年5月16日（火）	平成29年11月21日（火）
平成29年6月20日（火）	平成29年12月19日（火）
平成29年7月18日（火）	平成30年1月16日（火）
平成29年8月22日（火）	平成30年2月20日（火）
平成29年9月19日（火）	平成30年3月20日（火）

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第66号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）

第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日以上、標準的には20日から56日までの間隔）

第1期追加1回

第2期 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第 1 期初回・追加 (四種混合:ジフ テリア・百日せ き・破傷風・不活 化ポリオ)	第 1 期初回・追 加 (三種混合: ジフテリア・百 日せき・破傷 風)	第 2 期 (二種混 合:ジフ テリア・ 破傷風)	不活化 ポリオ
味 見 真 弓	味見診療所	○	○	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾 根 淳 史	宮津武田病院	○			
桂 長 門					
坂 野 勉					
辻 俊 三					
荒 川 昌 昭					
小 柳 博 彦					
木 崎 二 郎					
中 村 智 樹					
中 川 長 雄	中川医院	○	○	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科 クリニック	○	○	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○	○	○
今 井 敏 雄					
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林 信 昌	養老診療所			○	
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○	○	○
宮 地 道 弘					
山 根 行 雄	山根医院	○	○	○	○
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○	○	○
大 森 斎	大森内科診療所	○	○	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこども クリニック	○	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第67号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行う

ので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

＊ ＊ ＊

宮津市告示第68号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）

第1期追加1回（初回終了後6日以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）

第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味 見 真 弓	味見診療所	○	○
石 井 靖 隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今 出 陽一朗	今出クリニック	○	○
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院		○
中 川 長 雄	中川医院	○	○
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪 江 和 生	浪江医院	○	○
今 井 敏 雄			
西 原 寛	西原医院		○
堀 川 義 治	宮津市由良診療所	○	○
宮 地 高 弘	宮地医院	○	○
宮 地 道 弘			
山 根 行 雄	山根医院	○	○
伊 藤 剛	いとうクリニック	○	○
岩 破 淳 郎	いわさく診療所	○	○
岩 破 康 二	岩破医院	○	○
大 森 斎	大森内科診療所	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第69号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 ヒブ感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には、27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）
追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には、7月から13月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第70号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 小児の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲

生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

初回 3 回（標準的には生後 12 月までに 27 日以上の間隔で行う。）

追加 1 回（生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

* * *

宮津市告示第 71 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により告示する。

平成 29 年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）

2 予防接種の対象者の範囲

小学校 6 年生から高校 1 年生相当年齢までの女子

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 3回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
桂 長 門	
坂 野 勉	
辻 俊 三	
荒 川 昌 昭	
小 柳 博 彦	
木 崎 二 郎	
中 村 智 樹	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第72号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 水痘

2 予防接種の対象者の範囲

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第73号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 B型肝炎

2 予防接種の対象者の範囲

1歳に至るまでの間にある者（平成28年4月1日以降に生まれた者に限る。）

ただし、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組替え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては定期接種の対象者から除外される。

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回 (27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種)
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第74号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
- (1) 平成29年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
 (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
- (1) 明らかな発熱を呈している者
 (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。

なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
桂 長 門	
坂 野 勉	
辻 俊 三	
荒 川 昌 昭	
小 柳 博 彦	
木 崎 二 郎	
中 村 智 樹	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
宮 地 高 弘	宮地医院
宮 地 道 弘	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
林 信 昌	養老診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
衣 川 磐	衣川整形外科医院
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック
日 置 潤 也	日置医院
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック
石 野 秀 岳	伊根診療所
宮 地 道 弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」を「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」に改める。

第5条第1項中「与謝野町長」を「宮津市長」に改め、同条第2項中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「宮津市及び伊根町（以下「関係市町」）」を「伊根町及び与謝野町（以下「関係町」）」に改める。

第6条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第7条第2項中「関係市町」を「関係町」に、「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第8条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第9条中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「与謝野町議会」を「宮津市議会」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

第11条中「与謝野町」を「宮津市」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

附 則

- この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 平成28年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第76号

平成28年4月1日付け宮津市告示63号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び出納員の当該事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成29年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更した内容 変更前

設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
企画部 観光交流課	会計課長	観光交流課に所属する職員	宮津市観光交流センターの多目的広場使用料及び立体駐車場料金の収納
健康福祉部 健康増進課		健康増進課に所属する職員	未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 健康診査等費用徴収金の収納
産業経済部 産業振興課		産業振興課に所属する職員	公設市場使用料の収納 コピー使用料相当額の収納
建設部 土木管理課		土木管理課に所属する職員	道路占用料の収納 コピー使用料相当額の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 地図交付料の収納
建設部 都市住宅課		都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 中町通地区土地区画整理換地精算受入金の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納

教育委員会事務局 学校教育課	学校教育課に所属する職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納
-------------------	--------------	--

変更後

設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
企画部 観光定住課	会計課長	観光定住課に所属する職員	宮津市観光交流センターの多目的広場使用料及び立体駐車場料金の収納
健康福祉部 健康増進課		健康増進課に所属する職員	未熟児養育医療自己負担徴収金の収納
産業経済部 産業振興課		産業振興課に所属する職員	コピー使用料相当額の収納
建設部 土木管理課		土木管理課に所属する職員	道路占用料の収納 コピー使用料相当額の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納
建設部 都市住宅課		都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 中町通地区土地地区画整理換地精算受入金の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納 地図交付料の収納
教育委員会事務局 学校教育課		学校教育課に所属する職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納 設計図書交付料の収納

2 変更年月日 平成29年4月1日

* * *

宮津市告示第77号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成29年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 谷 口 祐 一
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成29年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 介護保険事業所番号 | 2 6 7 2 1 0 0 0 1 9 |
| 2 事業所の名称 | 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会 |
| 3 事業所の所在地 | 宮津市字鶴賀2085番地 |
| 4 指定申請者 | 社会福祉法人宮津市社会福祉協議会
会長 岩 瀬 英 輔 |
| 5 主たる事務所の所在地 | 宮津市字鶴賀2085番地 |
| 6 代表者の氏名 | 岩 瀬 英 輔 |
| 7 代表者の住所 | <省 略> |
| 8 指定年月日 | 平成29年4月1日 |
| 9 サービス事業の種類 | 第1号訪問事業（訪問型サービスA） |

* * *

宮津市告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う事業所として次のとおり指定した。

平成29年4月3日

宮津市長 井 上 正 嗣

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 1 介護保険事業所番号 | 2 6 7 2 1 0 0 1 8 3 |
| 2 事業所の名称 | デイサービス リハとも |
| 3 事業所の所在地 | 宮津市字宮村1200番1 |
| 4 指定申請者 | 株式会社よこまちトータルヘルスケア
代表取締役 横 町 和 宏 |
| 5 主たる事務所の所在地 | 宮津市字宮村1308番地の1 |
| 6 代表者の氏名 | 横 町 和 宏 |
| 7 代表者の住所 | <省 略> |
| 8 指定年月日 | 平成29年4月1日 |
| 9 サービス事業の種類 | 第1号通所事業（通所介護相当サービス） |

訓 令

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程等の一部を改正する規程
(宮津市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 健康福祉部長専決事項の表第 3 項中「、子ども手当」を削る。

別表第 4 観光交流課長専決事項の表中「観光交流課長」を「観光定住課長」に改め、同表第 1 項中「市営駐車場」を「観光交流センター及び市営駐車場」に改める。

別表第 4 産業振興課長専決事項の表第 1 項中「公設市場及び」を削る。

別表第 4 農林水産課長専決事項の表に次の 1 項を加える。

4 農業用機械器具の使用許可に関すること。

別表第 4 農山漁村振興課長専決事項の表中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

(宮津市例規審査委員会規程の一部改正)

第 2 条 宮津市例規審査委員会規程（昭和60年訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務室」を「総務課」に改める。

(宮津市文書管理規程の一部改正)

第 3 条 宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 1 号中「室名」を「課名」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 かい

宮津市男女共同参画施策推進会議設置規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市男女共同参画施策推進会議設置規程
(設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第 3 項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 2 条の 3 第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第 6 条第 2 項の規定に基づく宮津市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を総合的に推進するため、宮津市男女共同参画施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に基づく施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進のための連絡及び調整に関すること。
- (3) その他推進会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長及び教育長を、委員は理事、各部長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長及び市長が指定する職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうち副市長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、副会長及び委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第13号

条件付一般競争入札の実施について

宮津第7処理分区マンホールポンプ設備工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 宮津第7処理分区マンホールポンプ設備工事
 (2) 工事番号 宮下28第15号
 (3) 工事場所 宮津市字喜多 地内
 (4) 工事概要 マンホールポンプ設備
 機械設備 一式
 ・汚水ポンプ 2台（うち1台 槽内洗浄機能有）
 ・予旋回槽 1基
 電気設備 一式
 ・ポンプ制御盤（装柱式） 1面（監視計内臓）
 ・引込開閉器盤（装柱式） 1面
 ・投込式水位計（圧力式） 1組
 ・フロートスイッチ 1台
 (5) 工事期間 平成29年3月31日から平成29年7月31日まで
 (6) そ の 他 本入札は、宮津市議会における当該工事に係る繰越承認を条件とする。
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
 担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）

宮津市役所本館 3 階

郵便番号 626-8501

所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail kanzai@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 許可区分 特定建設業許可

(4) 総合評定値 800点以上

(機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値 P)

(5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者

(6) 施工実績 平成18年以降に元請負で、電動機出力0.75kw、吐出量0.186m³/min以上の自社製造のマンホールポンプ設備の工事実績があること。

(7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明者の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表

エ 工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

オ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成29年3月6日（月）から平成29年3月15日（水）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成29年3月6日（月）から平成29年3月22日（水）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

平成29年3月6日（月）から平成29年3月15日（水）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は平成29年3月15日（水）の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

平成29年3月22日（水）まで

ただし、郵送の場合は平成29年3月22日（水）の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

平成29年3月24日（金）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成29年3月28日（火）午前11時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、13,533,480円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第14号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成28年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年3月8日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成29年3月8日

至 平成29年3月22日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

* * *

宮津市公告第15号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年3月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

（以下揭示済）

* * *

宮津市公告第16号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成29年3月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字須津地内	平成29年4月16日 午前9時00分頃	11台

* * *

宮津市公告第17号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成29年3月17日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成29年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成29年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字喜多及び波路の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字喜多及び波路の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり

* * *

宮津市公告第18号

条件付一般競争入札の実施について

府中第1処理分区マンホールポンプ設備工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年3月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工 事 名 府中第1処理分区マンホールポンプ設備工事
 - (2) 工事番号 宮下28第19号
 - (3) 工事場所 宮津市字江尻 地内
 - (4) 工事概要 マンホールポンプ設備
 - 機械設備 一式
 - ・汚水ポンプ 2台（うち1台 槽内洗浄機能有）
 - ・予旋回槽 1基
 - 電気設備 一式
 - ・ポンプ制御盤（装柱式） 1面（監視計内臓）
 - ・引込開閉器盤（装柱式） 1面
 - ・投込式水位計（圧力式） 1組
 - ・フロートスイッチ 1台
 - (5) 工事期間 平成29年4月21日から平成29年9月29日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
 - 担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）
宮津市役所本館3階
 - 郵便番号 626-8501
 - 所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
 - 電話番号 0772-45-1611
 - FAX番号 0772-25-1691
 - E-mail kanzai@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 機械器具設置工事
- (3) 許可区分 特定建設業許可
- (4) 総合評定値 800点以上
(機械器具設置工事業に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)
- (5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者
- (6) 施工実績 平成18年以降に元請負で、電動機出力1.5kw、吐出量0.240m³/min以上の自社製造のポンプ及び制御盤のマンホールポンプ設備工事の実績があること。
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。
- (8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
 - イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
 - ウ 営業所一覧表
 - エ 工事の施工実績調書（別記様式2）
3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
 - オ 配置予定技術者調書（別記様式3）
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- カ 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。
 - (ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し
 - (イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成29年3月24日（金）から平成29年4月4日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成29年3月24日（金）から平成29年4月10日（月）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当課に同じ
※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
平成29年3月24日（金）から平成29年4月4日（火）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は平成29年4月4日（火）の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

平成29年4月10日（月）まで

ただし、郵送の場合は平成29年4月10日（月）の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

平成29年4月12日（水）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成29年4月14日（金）午前11時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、16,539,120円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結

を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の 4 割以内とする。

(中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の 2 割以内で前払金を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは、3 回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

— * * * —

宮津市公告第19号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 4 年条例第29号）第 5 条の規定により、公告します。

平成29年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市字喜多、波路、宮村、江尻、国分及び中野の各一部
(平面図 略)

水 道 企 業

《告 示》

宮津市水道告示第 1 号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第 2 号）第10条の規定により告示する。

平成29年 3 月15日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第K98012号

(1) 名 称 宮崎水道

(2) 所在地 宮津市字上司1431番地

(3) 代表者 代表 宮 崎 治 男

指定番号 宮水道指定第S03070号

(1) 名 称 フジワラ電化サービス

(2) 所在地 宮津市字柳縄手354番地の 1

(3) 代表者 代表 藤 原 健 治

— * * * —

宮津市水道告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、水道使用料金の収納の事務を平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成29年 4 月 1 日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

収納事務受託者

住 所	氏 名
京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	株式会社京都銀行
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号	国分グローサースチェーン株式会社
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地	株式会社セコマ
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の 1	株式会社ボブラ
千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社
東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン

教 育 委 員 会

《規 則》

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

宮津市教育委員会規則第 1 号

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の通学区域の指定に関する規則(平成 3 年教委規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

2 中学校の項の表養老中学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

宮津市教育委員会規則第 2 号

宮津市スクールバス運行規則の一部を改正する規則

宮津市スクールバス運行規則(平成25年教委規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「宮津市立栗田小学校」の次に「及び与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校」を、「児童」の次に「及び生徒」を加え、同条第 2 項第 1 号中「中学校」の次に「並びに与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第5号

平成29年第5回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年3月9日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

- 1 日 時 平成29年3月24日（金）午後1時30分
- 2 場 所 宮津市保健センター機能訓練室

_____ * * * _____

宮津市教育委員会告示第6号

平成29年第6回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年3月28日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

- 1 日 時 平成29年4月3日（月）午後1時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第2号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 2 7 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 4 3 4 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第4号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年 3 月 2 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 7 1 7 人

公平委員会

《規 則》

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

宮津市公平委員会
委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会事務局の項中「教育長、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

《公 表》

宮津市監査公表第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年 3 月 27 日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成28年度 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

平成29年 1 月 6 日から平成29年 3 月 27 日まで

3 監査の方法等

平成28年 4 月 1 日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、概ね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

■平成28年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇ 部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 平成 28 年 4 月 1 日	職 員 数 平成 27 年 4 月 1 日
市長 事務 部 局	理 事	185 人	1 人	(理事) 1
	総 務 部		29 人	(総務室) 24 人
	企 画 部		20 人	(自立循環室) 8 人
	市 民 部		29 人	(財務室) 19 人
	健康福祉部		50 人	(市民室) 22 人
	産業経済部		18 人	(健康福祉室) 48 人
	建 設 部		26 人	(観光まち推進室) 11 人
	会 計 課		4 人	(産業振興室) 17 人
				(建設室) 27 人
				(出納管理室) 4 人
小 計		185 人	177 人	181 人
議 会		5 人	4 人	4 人
教育委員会		48 人	39 人	38 人
選挙管理委員会		1 人	0 人	0 人
公平委員会		1 人	0 人	0 人
監 査 委 員		2 人	1 人	1 人
農業委員会		3 人	2 人	2 人
公 営 企 業		15 人	11 人	12 人
合 計		260 人	234 人	238 人

平成18年度から室・係の2層制としていた組織体制を、部・課・係の3層制に再編されている。職員数は、前年の238人から234人へ4人の減員が図られている。平成17年の300人から比較すると66人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的には概ね適正に行われていると認められた。引き続き、事務の取扱いについては、法令、規則等に基づき執行されたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成28年4月1日から10月31日までに執行された業務委託、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等		事務事業の件数				合 計 ①～④	前年度 合 計
		①業務委託	②工事・修繕	③補助金	④貸付金		
市長 事務 部局	総 務 部	33	2	9	1	45	494
	企 画 部	35	6	27		68	
	市 民 部	55	11	2		68	
	健康福祉部	81	2	16		99	
	産業経済部	17	10	18		45	
	建 設 部	65	61	8		134	
	会 計 課						
小 計		286	92	80	1	459	494
議 会		2				2	2
教育委員会		56	13	18		87	69
選挙管理委員会							
公平委員会							
監 査 委 員							
農業委員会		1				1	1
合 計		345	105	98	1	549	566

※ 市民部に係る美化事業、資源ゴミ報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。

※ 市長事務部に係る前年度合計は、組織体制が再編されたため総数のみの記載とした。

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、計17件減少している。内訳は、業務委託が12件、補助金が17件、貸付金が1件減少し、工事・修繕は13件増加している。

4 契約事務について

(1) 契約状況

① 業務委託について

○ 監査対象とした業務委託345件の契約方法は、条件付一般競争入札1件(0.3%)、指名競争入札32件(9.3%)、随意契約312件(91.9%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件 数 (件)	構成比 (%)	件 数 (件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	1	0.3	0	0.0
指名競争入札	32	9.3	29	8.1
随 意 契 約	312	90.4	328	91.9
計	345	100.0	357	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

委託業務の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
10 万円以下	55	15.9	62	17.4
10 万円超 50 万円以下	112	32.5	126	35.3
50 万円超 100 万円以下	44	12.8	45	12.6
100 万円超 500 万円以下	75	21.7	74	20.7
500 万円超 1,000 万円以下	29	8.4	22	6.2
1,000 万円超	30	8.7	28	7.8
計	345	100.0	357	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、1 年間の額で区分した。)

○ 条件付一般競争入札 1 件及び指名競争入札による 32 件の入札者数は次のとおりであった。
 随意契約によるもの 312 件の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分		契約 件数	入札・見積り業者数				前年度 契約件数
			なし	1 者	2 者	3 者以上	
条件付一般競争入札		1		1			
指 名 競 争 入 札		32				32	29
(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)							
随 意 契 約	第 1 号 予定価格が範囲内	158	36	91	12	19	169
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	137	37	98	1	1	146
	第 3 号 福祉団体等との契約	9		9			8
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号 緊急の必要により	1		1			
	第 6 号 競争入札に付することが不利	3		3			1
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号 競争入札に付し入札者が無い	4		3		1	4
	第 9 号 落札者が契約しないとき						
小 計		312	73	205	13	21	328
計		345	73	206	13	53	357

② 工事・修繕について

○ 工事等に係るもの 105 件の契約方法は、条件付一般競争入札を行ったもの 1 件 (1.0%)、指名競争入札を行ったもの 50 件 (47.6%)、随意契約によるもの 54 件 (51.4%) となっている。
 なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件 数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	1	1.0		

指名競争入札	50	47.6	51	55.4
随 意 契 約	54	51.4	41	44.6
計	105	100.0	92	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	31	29.5	26	28.3
50 万円超 130 万円以下	17	16.2	20	21.7
130 万円超 300 万円以下	18	17.1	11	12.0
300 万円超 1,000 万円以下	15	14.3	17	18.5
1,000 万円超 5,000 万円以下	19	18.1	13	14.1
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下	3	2.9	5	5.4
1 億 5,000 万円超	2	1.9		
計	105	100.0	92	100.0

○ 条件付一般競争入札による 1 件の入札者数、指名競争入札による 50 件の入札者数は、次のとおりであった。

随意契約による 54 件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分 (167 条の 2 第 1 項各号の要旨)		契約 件数	入札・見積り業者数				前年度 契約件数
			なし	1 者	2 者	3 者以上	
条件付一般競争入札		1		1			
指名競争入札		50				50	51
随 意 契 約	第 1 号 予定価格が範囲内	40		26		14	28
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	10		8		2	12
	第 3 号 福祉団体等との契約						
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号 緊急の必要により	4		4			1
	第 6 号 競争入札に付することが不利						
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号 競争入札に付し入札者が無い						
	第 9 号 落札者が契約しないとき						
小 計		54		38		16	41
計		105		39		66	92

(2) 契約、文書事務について

① 文書事務について

契約関係書類について審査を行ったところ、鉛筆書きで記入されているもの、記載誤りのもの、訂正箇所の訂正者が不明なもの、決裁等における押印が不鮮明なものなど、事務処理上の不適切な事例が数多く見受けられる。これらのことは庶務担当係長会議において徹底が図られているにもかかわらず、これまでと同様の誤りが繰り返されており、改善が図られていない。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、適正な事務処理が行われるよう強く望む

ものである。

② 事務処理体制について

昨年までは副室長の配置がない室については、係長が決裁を行うなど牽制機能が十分とは言えなかったが、今年度においては組織が再編されたことにより、事務処理体制が改善されたことに伴い、執行何から支出等事務まで、これまで以上に書類の点検、確認を確実に行うとともに、上司においては適正な事務が行われるよう指導をされたい。

③ 印紙について

契約関係書類の印紙については、概ね改善が図られたが、中には、昨年度指摘をしたにもかかわらず、同じ誤りが繰り返されているものが見受けられた。

指摘内容を再度確認し、適切な事務処理に努められたい。

④ 契約状況について

・ 随意契約と競争入札の割合

前年度と比較し、業務委託に係る契約件数は 12 件の減少、工事・修繕については 13 件の増加となっている。

業務委託に係る契約方法は、条件付一般競争入札が 1 件 (0.3%)、指名競争入札が 32 件 (9.3%)、随意契約が 312 件 (90.4%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。

工事・修繕については、条件付一般競争入札が 1 件 (1.0%)、指名競争入札が 50 件 (47.6%)、随意契約が 54 件 (51.4%) となっており、競争入札と随意契約の割合は、48.6% 対 51.4% で前年度より随意契約の比率が 6.8% 高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 205 件 (65.7%)、工事・修繕の 38 件 (70.4%) が 1 者見積もりで行われている。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であり、その中でも 1 者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

⑤ 契約書の作成について

業務委託変更契約書においては、変更した契約額を記載するものとして認識をしていたが、変更した後の総額で表示されているものが見受けられた。

また、変更工事請負契約書の請負代金変更額に対する契約保証金を「無」や「－」で表示しているもの、また、業務完了後に受注者から提出される書類が契約書に記載している内容と違うものが見受けられた。

契約事務については、前年度の監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされたところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は 98 件で、前年度からは 17 件減少している。監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められた。

各種団体への補助金の交付に当たっては、対象団体の公益上の補助の必要性の有無、補助の有効性などについて、当該団体の決算書、予算書等を精査し、その事業の目的や効果、支出の根拠と積算の妥当性を明確にするとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努

められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施、徴収強化月間による電話催告等により収納率向上に努められているところである。しかしながら、日常業務の優先性や職員体制などから、臨戸訪問など収納業務への適正な対応が難しい課・係も見受けられる中で、今までの徴収強化月間の見直しも含め、横断的に柔軟な協力体制を確保され、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、職員の専門的知識の向上に努められ、従来の慣例に捉われることなく滞納者の実状を把握した上で、引き続き効果的な対策を積み重ねながら、粘り強く徴収活動を進められたい。

また、口座振替の利用促進に向けての周知に努めるとともに、自主納付・納期内納付など収納率の向上に努められたい。

規 則

(平成29年 1 月 4 日付け宮津市公報第839号登載漏れ分)

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第18号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の99以上100分の160以下」を「6月に支給する場合においては100分の99以上100分の160以下、12月に支給する場合においては100分の112以上100分の180以下」に改め、同条第2号中「100分の88以上100分の99未満」を「6月に支給する場合においては100分の88以上100分の99未満、12月に支給する場合においては100分の99以上100分の112未満」に改め、同条第3号中「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同条第4号中「100分の80未満」を「6月に支給する場合においては100分の80未満、12月に支給する場合においては100分の90未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の37.5超」を「6月に支給する場合においては100分の37.5超、12月に支給する場合においては100分の42.5超」に改め、同条第2号中「100分の37.5」を「6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改め、同条第3号中「100分の37.5未満」を「6月に支給する場合においては100分の37.5未満、12月に支給する場合においては100分の42.5未満」に改める。

第2条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「6月に支給する場合においては100分の99以上100分の160以下、12月に支給する場合においては100分の112以上100分の180以下」を「100分の105以上100分の170以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては100分の88以上100分の99未満、12月に支給する場合においては100分の99以上100分の112未満」を「100分の93以上100分の105未満」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85以上100分の93未満」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合においては100分の80未満、12月に支給する場合においては100分の90未満」を「100分の85未満」に改める。

第13条の2第1号中「6月に支給する場合においては100分の37.5超、12月に支給する場合においては100分の42.5超」を「100分の40超」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合においては100分の37.5未満、12月に支給する場合においては100分の42.5未満」を「100分の40未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定に基づく給与の内払とみなす。